8

道路行政セミナー

2003 August

エッセイ 通学路での道草から ······神 崎 宣 武	1
特集/夏の道路管理	
高速道路における夏季交通混雑期の 日本道路公団保全交通部 渋滞対策及び交通事故対策について	4
軽井沢町における夏の道路管理について 軽井沢町社会実験実施協議会	9
夏季繁忙期における道路休憩施設の管理について (朝) 道路サービス機構 事業環境部環境整備課	16
大規模地震に対する道路防災対策の推進 ······ 道路局道路防災対策室	22
道路構造令の改正について 道路局企画課	28
道路特定財源制度をめぐる最近の動向について 道路局道路資金企画室	32
地方道路整備臨時交付金の運用改善について (地方の裁量の大幅拡大) 道路局地方道・環境課	38
平成16年度道路関係重点施策について 道路局総務課	41
「美しい国づくり政策大綱」について 道路局道路環境調査室	46
尼崎大気汚染被害防止あっせん申請事件の終結について … 道路局道路交通管理課 道路局道路環境調査室	51
よみがえる沖縄の軌道交通 沖縄県土木建築部 都市モノレール建設室	54
平成13年度道路交通管理統計の概要 道路局道路交通管理課	60
道路占用Q&A (第25回) 占用の場所 (その4) ······ 道路局道路利用調整室	66
訴訟事例紹介 東京国道14号原付自転車 ··· 道路局道路交通管理課 転倒損害賠償請求事件 ··· 道路局道路交通管理課	68
連載/社会実験 高速道路の長距離割引社会実験について - "ETC長割"社会実験の実施— … 道路局高速国道課	70
時・時・時	72

. 特集/夏の道路管理

|速道路における夏季交通 渋滞対策及び交通 放対策について

日本道路公団保全交通部交通管理課・交通対策課

はじめに

せていただきます。 季の渋滞対策、 うとともに、交通事故を未然に防ぐための交通安 著しい箇所などを予測し、 に活用していただくため、交通集中による渋滞が 日時をお知らせし、 速道路を利用されるお客様に、 **全啓発活動も併せて積極的に行っています。** J H ここでは年間で最も交通量の多い時期である夏 (日本道路公団) 及び交通事故対策について紹介さ ゆとりのある旅行計画づくり では、 積極的な情報提供を行 混雑する路線及び 交通混雑時期に高

二 夏季交通混雑期の渋滞予測

目的

JHでは、交通混雑期の交通集中渋滞を事前に同避するための有効な情報提供として渋滞予測を行っております。これは、渋滞予測情報をお客様に対して積極的に提供することで、渋滞を回避して高速道路を利用していただき、利用される時間で高速道路を利用していただき、利用される時間に対しては、交通混雑期の交通集中渋滞を事前に

2 渋滞予測の方法

行います。 渋滞予測は、過去三ヵ年の渋滞データを用いて

まず、蓄積された渋滞データを現状図としてグ

故・異常気象等の特異事象により、渋滞の規模にラフ化させます。次に、その渋滞データから、事

過去3カ年の渋滞情報

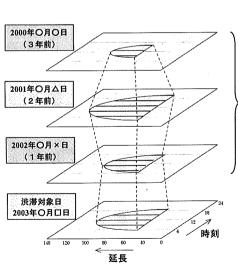


図1 渋滞予測の考え方

₩ 03 M	Lin	1 /1	(4	הויטי	0/1	J	10)																					
パター ン		年度		土	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	B	月	火	水	木	金	土	B	月	備考
Α	Н6			6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23							前半集中型
В	Н7	H12			6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23						前半集中型
С	H13					6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23					前半集中型
D	Н8	H14					6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23				ほぼ中間型
E	Н9	H15						6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23			後半集中型
F	Н4	H10	_						6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		後半集中型
G	Н5	H11	H16						5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	後半集中型
		Z 'D+/				,,										lana di dina	Section 1980	Manager V	-	-	-	Lacoconne						

交通混雑期カレンダーのパターン表(14日間) 図 2

日 上の予測が多く発生する下り線のピークは八月九 実施しております。予測結果の概要は、 度の実績と過去三ヵ年発生状況を考慮して予測を あるため、前回同様な曜日配列であった平成九年 半集中型となり、過去三ヵ年が前半の週末と連続 五日(金)から一六日(土)と予測しています。 (土)と一三日(水)、上り線のピークは八月 前半集中型、または週の中間となる中間型で

渋滞予測の広報

新聞・雑誌等に掲載し、お客様に情報提供してお 位で実施し、併せてテレビ・ラジオなどの放送や、 雑期には、事前に記者発表を全国或いは各地方単 こうして作成された渋滞予測データは、 交通混

を考慮して、予測対象日の渋滞を予測します(図1) 対策の実施状況や、交通量の増減状況といった要因 整備状況、本線車線数増設・IC改良などの渋滞 予測対象日に対する過去三ヵ年の渋滞状況を表示 れ、休日のずれ、イベントの開催日等を考慮し、 大きく影響があった渋滞を除き、各年の曜日のず します。それをもとに、道路網(ネットワーク)の

所

今夏の渋滞予測

パターン表(図2)のとおり、お盆の中心となる 八月一三日から一五日が後半の週末に連続する後 平成一五年度の夏期交通混雑期(お盆時期)は、

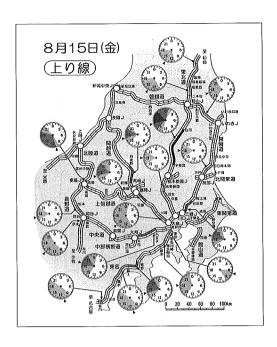
go. jp) が出来るようにしております 間などの渋滞予測情報を年間通して入手すること ト検索や渋滞状況、渋滞箇所通過に必要な所要時 ビゲーター」において、各自の旅行計画時のルー の「ドライブカレンダー」「ハイウェイナ (図 4)°

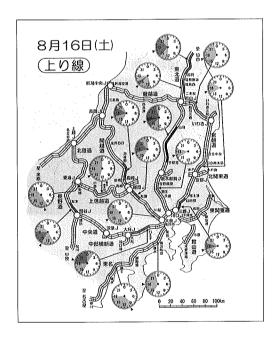
併せて、JHホームページ(http://www.jhnet

間予測情報) トを用いた携帯端末に対しても、 、五㎞以上の渋滞箇所及び渋滞を見込んだ旅行時 さらに、平成一三年一二月からはインターネッ の提供を開始しております。 渋滞予測情報

一〇㎞以

きるよう努めています。 更に、車関係情報誌等各種広報媒体に掲載してい 作成し、各休憩施設、JHの各部署及び関係機関 る「渋滞予測ガイド ります。また、地図と時計を組合せ、 ただきながら、出来るだけ多くの皆様にお伝えで の施設等に配置して、お客様に配布しております。 路線及び日時を視覚的に判断することの出来 (図3)」等の各種チラシを 渋滞する場







《時間帯別渋滞通過時間》



- 渋滞通過時間が30分~1時間 - 渋滞通過時間が1~2時間 - 渋滞通過時間が2~3時間 - 渋滞のピーク時刻

図の見方 -

《渋滞発生箇所》



ピーク時の渋滞通過時間が30分~1時間の区間

ピーク時の渋滞通過時間が1~2時間の区間

ピーク時の渋滞通過時間が2~3時間の区間

図3 お盆の渋滞予測ガイド

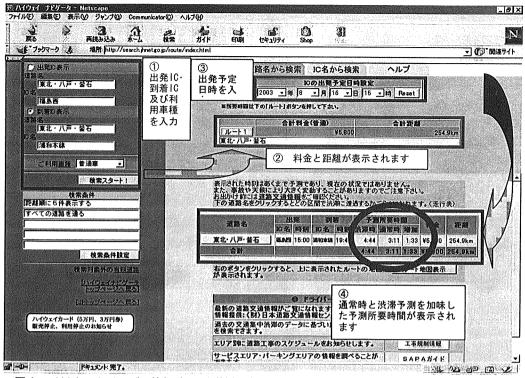


図 4 JHホームページの旅行時間予測情報 (ハイウェイナビゲーター)



離運

転のお客様、

普段高速道路を利用されな

お

主に交通安全に対する啓発 高速道路上での交通事故を

極的に取り組んでおります。

盆など夏季の交通混雑期では帰省による長

を行うことによって、 客様が多いことから、

らすために、次の点を重点的に啓発しています。

シー

トベルトの全席着用

図 5 雨天時、夜間の安全性の向上を図る

せず安全運転をこころがけ、 での追突事故が発生しやすく 故を防ぐために、 する機会が比較的多いことから、 用するよう徹底を図っているところです。 るよう呼びかけています。 る機会も多いことから、チャイルドシート等を使 夏季は、 を防止するために、 渋滞発生時には、 渋滞時にはハザードランプで後続車に合図を 家族連れや友人達と多人数でお出 渋滞を見つけたらハザ 渋滞の車列の中や渋滞の後尾 全席シート 特に、 渋滞後尾での追突事 なります。 事故時の車外放 ベ お子様が ルトを着用 ードラン わき見を 同 乗 か す H

夏季交通混雑期の渋滞対策・交通

備を実施するなど、 機能舗装の全面採用、 Hでは雨天時 重大事故防止対策として強化型防護柵 や夜間の安全性向上 交通事故の削減に向けてその 高視認性区画線 0 0) いために 実施 0) 高 义

特徴や要因を分析し、 総合的な交通安全対策に

います。 プを使用して後続車に合図をするよう呼びかけて

よう啓発に努めています。ドレールの外など安全な場所に速やかに退避するドレールの外など安全な場所に速やかに退避する存止表示板などで後続の車両に知らせた後、ガーなお、事故等で車両から本線上に降りた場合は、

JHでは、これらの取り組みを各種小冊子など荷の点検を行うよう啓発を実施しています(写真)。体と連携をとり、無料で車両点検を行うとともに、体と連携をとり、無料で車両点検を行うとともに、業界団の点検を行うよう啓発を実施しています(写真)。また、夏季の高速道路上での故障は決して少なまた、夏季の高速道路上での故障は決して少な





写真 休憩施設での無事故キャンペーン

めています。安全短編ビデオを放映することによって啓発に努安全短編ビデオを放映することによって啓発に努

四結び

が確保できます。とマナーを守ることによって、快適で安全な走行とマナーを守ることによって、快適で安全な走行

- 安全速度を守る
- 十分な車間距離をとる
- 割り込みをしない

3 2

わき見運転をしない

4

路肩走行をしない

う、啓発活動に努めてまいります。として、すべてのお客様に遵守していただけるよこれらの「高速道路交通安全5則」を基本原則

努めてまいります。ただけるようお客様のご理解とご協力を賜るようただけるようお客様のご理解とご協力を賜るようた運転、すなわち安全運転で高速道路をご利用い体せて、渋滞予測情報を活用し、ゆとりをもっ

特集/夏の道路管

元沢町における夏の道路管 理について

軽井沢町社会実験実施協議会

はじめに

る日本有数の避暑・観光地です。 中でも観光客数の約七割が観光シーズンである 軽井沢地域は、 年間八〇〇万人の観光客が訪れ

ゴールデンウィークとお盆に集中しています

図

の交通量となり、道路交通が麻痺状態となります。 これらの観光シーズンにおける町内の幹線道路 一過性のピーク交通により、 平常時の二倍強



□秋(9·10·11月) ■冬(12·1·2月) 観光客入り込み客数

8.5%

22.8%

圖春(3·4·5月)

図 1

12.7%

56.1%

■夏(6·7·8月)

写真] プリンス通りの渋滞(上り)



写真2 国道18号の渋滞(下り)

 \mathbb{R}^{km} 中でも特に、東京当面からの県道下仁田軽井沢線 般国道一八号は渋滞が著しく、 通称 (写真1・2、 「プリンス通り」)及び長野市当面からの 渋滞継続時間は二~四時間にも及びます 図2)。 最大渋滞長は約

社会実験を実施しました。 現するための新たな交通システムを構築するた のないまち・歩いて楽しいまち・自然豊かな癒し の町」を町の将来ビジョンとして掲げ、これを実 このような現状に対し、軽井沢町では、「渋滞 国土交通省道路局の社会実験制度を活用し、

次の三つの施策を実施しました。 ある交通渋滞緩和を目的とし、平成一三年八月、 (社会実験B地域)」の選定を受け、 平成一三年度には、「実験の熟度を高める地域 喫緊の課題で

① 既存道路ネットワークを有効活用した案内 看板による交通分散

3 ②車から、しなの鉄道、、 FM軽井沢、 駐車場マップ、 *"*シャトルバスへの 道路案内図等

その結果、 による情報提供

支援する交通システムの形成が必要であることが 所要時間は三~六割も大幅に減少しました。 一方で、歩行空間の改善や町内の回遊行動を 幹線道路の渋滞区間の通過に要する

群馬県 長野県 ×4+ EFFREHRE **自独**业的 AH#R 国道18号の交通渋滞 ~離山交差点を起点~ 18代ロータリ 調査日 :H13.5.4 原連時 REFERE 最大渋滞長 ;10,240m 中设计 2 〇 軽井沢町役場 3533 H Je 碓氷峠 R R R WHE 图道18号程井沢 RAZZORAZZORAZ 入山岭 (主)下仁田軽井沢 軽井沢町 衛軽井沢 (主)下仁田軽井沢線 凡例 和數 ~新軽井沢交差点を起点~ 健水軽井沢 調査日 ;H13.5.4 至 八風山トンネル 至 ;11,780m 最大渋滞長 1,500m **卡仁田町市街**

最大渋滞長 図 2

再認識されました。

果・影響・課題を踏まえ、 した。 験実施協議会』を設立し、平成一四年八月、 際観光都市軽井沢・回遊性向上実験」を実施しま 大学久保田先生を委員長とした『軽井沢町社会実 これら平成一三年度の実験により得られ 平成一四年二月、 た効

社会実験の概要

実施施策の概要

た (図3)。 からなる四つの施策を社会実験として実施しまし 度には、「渋滞緩和」と「回遊促進」 平成一三年度の実験結果を踏まえ、 平成一 の二つの 兀 年

一交通渋滞の緩和

①パーク&バスライド(写真3)

た。 時駐車場から町中心部までを走行するバスの定時 四〇〇台の臨時駐車場を設置しました。また、 図るため、 設置しました。これと同時に、 区間約一 流入交通のピークカットを図るため、 速達性を確保するため、プリンス通りの一 畑に逆行レーン形式のバス専用レーンを 所要時間を示す案内看板を設置しまし バスの利用促進を 郊外部に 部 臨 活行み 2003.8

渋滞緩和効果

バス利用促進効果 ,情報提供の 有効性、

バ

ス

専用レーン設置の影響

バス停位置等

ビス性/運行間隔、

②パーク&レールライド (写真4)

信濃追分駅、 駐車場をそれぞれ三五台、 |道一八号に並行する 中軽井沢駅) 「しなの鉄道」 にパー ク&レ 0) 1 しまし ル ラ 駅

イド た。 また、 乗り換え促進を図るため、 八〇台設置 国道 八号



至 阜津・長野原

1468

THE .

CP.

◆パーク&レールライド 国道18号の渋滞緩和のため、しな の鉄道の信濃追分駅や中軽井穴駅に 随時駐車場を設け、マイカーから鉄 道への乗り換えを実施

案内看板により、電車 の発車時間情報等を提供

P

: パーク&バスライド、 レールライド駐車場

: サイクルボート(駐輪場

施策の概要

: 郊外部パス運行区間 中心部パス運行区間

500 1.000 1.500 2.000m

至

116

CР

図3

至 旧三笠ホテル

(PE

'n

◆中心部シャトルバスの運行 中心部の軽井沢駅〜旧軽ロー5

リー区間における来街者の回遊を促すため、シャトルバスを運行

e ini ini

案内看板により、バスや マイカーでの移動の所要 時間情報を提供

写真4 パーク&レールライド駐車場



観光の中心部

◆乗り捨て可能なレンタサイクル 町内全体にわたる来街者の回遊を 促すため、指定サイクルボート(CP) であれば、とこでも返却可能なレン タサイクルの実施

至 碓氷軽井沢 I C

◆パーク&パスライド 下仁田軽井沢線の渋滞緩和のため 額時駐車場を設け、マイカーからパ スへの乗り換えを実施。

写真3 パーク&バスライド駐車場

回遊性の向上]

①町中心部でのシャトルバス運行 (写真5)

を導入しました。 が観光の装置として機能するよう、 スを運行させました。 井沢地区までの回遊を促進するため、 軽井沢町の観光中心部である軽井沢駅から旧 シャトルバ 、スは、 レ シ 1 口 バ ヤ 調 ス 1 本体 バ ル ス バ 軽

社会実験による検証事項



写真5 レトロ調バスを活用した シャトルバス運行

上に「しなの鉄道」の電車発車時刻を表示しました。 社会実験による検証事項

- 鉄道利用促進効果

量の妥当性

渋滞緩和効果 ビス性/アクセス道路の安全性、 /情報提供の有効性

駐車

容

サー ビス性/バスの速達性、 位置、 運行間隔等の妥当性 輸送力、 バ ハス停

あ

②乗り捨て可能なレンタサイクル (写真6

ため、 タサ る回遊行動を促進する 観光客の町内におけ Ź 既存の民間レン ク ル 店と協 働

レンタサイクルシステ 「乗り捨て可能

また、鉄道駅や観光中 ム」を導入しました。

心部に、

性

新たに四箇所の仮設サイクル ポ ・トを設

写真6 仮設のサイクルポート

置しました。 社会実験による検証事項

乗り捨て可能システムによる回遊促進効果

ビス性/利用料金、 民間事業者から見た永続性 ポ ト位置等の妥当

検証

実験実施日

2

平成一四年八月九日 日 日

実験結果

【交通渋滞の緩和

①パーク&バスライド

観光ピークであるお盆を避けた社会実験実施で

者へ 渋滞の発生は見られませんでした。 は、 況下にも関わらず、 約二〇分の時間短縮効果が見られ、 観光客へ浸透しつつある傾向が見られます て実施してきたパーク&バスライド施策が徐々に したバス専用レー 六割が妥当であるとの回答を得ました。 グプラザウエスト入口までの約一・三㎞に設置 ったこともあり、 また、プリンス通り上の成沢交差点~ショ 、のアンケート調査結果を見ても、 速達性の確保に効果がありました。 ビス性につい 一日間で延べ約六○○人に及びました。 ては、 ・ンは、 プリンス通り上で特に大きな パーク&バスライド利用者数 五分の運行へ 般の車道に比べ、 そのような状 バ 二ヵ年か ス また、 ッド そ (図4) の 0 定時 最大 ッ は 他 料 約

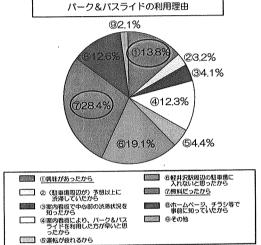
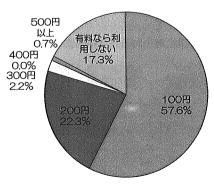


図 4 パーク&バスライド利用理由、 サンプル数341票(出典:国土交通省資料)



バス専用レーン 写真7



パーク&バスライドの料金に対する 図 5 意向、有効サンプル数139票

(出典:国土交通省資料)

すると答えました 一の支払 ②パーク&レー Ž϶ 意志は、 · 図 5 苚 者 写真7) 0 八割が 有料でも 利

用

駅ともに

パ

1

ク

& 後

1

軍場

荓

沢駅南

旧

軽

が び

施 中

策

開始時刻

か

5

時

間

は ル 満 グライ 重

状 F

態とな 駐

調

図

6

写真8)

駐車場の

容量拡大が課題として挙げられ

ます

ルライド

大きな渋滞が発生してい · ク& ① の 約四 他 1 相当 とい 割が 0 1 ーク&バスライド ル ■①予想以上に渋滞していたから 4 ヨする ハライ ル ■②移動時間が短縮され、観光時間が 長くとれると思ったから う ?設置 ラ イイド 回答が得られました。 ビ 約 回③もともと「しなの鉄道」に乗り換 えていこうと思っていたから ス した情報提供を基に 利 性 利用者数は、 日 ④案内、誘導看板を見たから 五〇 崩 者 ■⑥中心部の駐車場に入れないと思っ 0 ない状況 台に及び と同 Và ■⑥ホームページ、チラシ等で事前に 0) ては、 知っていたから 7 様 前年 下に ヶ ま 信濃追分駅 国 1 乗り換えを 度 おお 道 た。 1 の て、 八号に 約 ょ パ 及 る ۱۴

œ

※鉄道利用者アンケート調査結果:複数回答形式。有効サンブルは106票

たから

■⑦その他

パーク&レールライドの利用理由

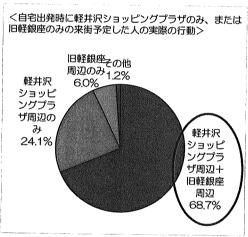
322.6%

77.5%

60.9%

©25,5%

(4)12.3%



※中心部パス利用者アンケート調査結果: 有効サンブルは166票

図7



写真 9 歩道にあふれるバス待ち客



写真10 三笠通りの渋滞に巻き込ま れるシャトルバス

回遊性の向上) ①町中心部でのシャ ŀ 軽井沢方面 鉄道のご利用も便利で 次の列車の出発時間 ル バ ス運 12:33 **>**[P]: 乗料駐車場が潜車の場合は ご了承下さい 田井平町

写真 8 めの情報提供看板

加 0 同

乗り換え促進のた

割が 一及び 崩 バ か 0 自宅出発前 回遊促進効果に りました。 者がありました。 ス 旧軽井沢周辺の (無料) の予定を変更 は、 三日 0 両 Vi 井沢区間 地区 ては、 間で延べ一 ス運行による観光中 訪れていること バ を運行 軽井沢駅南 ス利用者 した 一六〇 0 約 \Box 人 が 周 0 口 道行み 2002 0

、ても 行 他 て X ル 0 間 実験実施前に危惧してい ſγ 4 ることが明らかとなりま を運行する既存バ 昨年同 イヤの乱 トである三笠通りの Ė ス性に . 時期と比較 れが発生したことか うい ては、 ス (有料 い渋滞に たシ じた。 約 五 ヤ 1 ŀ スが 五 0) ル 六時 倍 バ 速 卷 ス

き込まれ、 運 0 定時性 写真9 0 確保が 課題とし て挙げられま

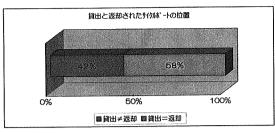
頃

V

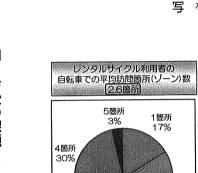
ŀ

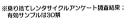
②乗り捨て可能なレンタサイクル

乗り捨て可能システムの有意性が確認できました。 り捨て《を行った割合は、 ます。料金体系についても、 べ約一七○台の利用がありました。 このうち、´´乗 料金設定を望む声が挙がりました(図8~10、 対して割高感があり、 会実験実施時の料金は、 ルポートの増設を望む声が約二割強挙がっており 改善点としては、 乗り捨て可能なレンタサイクルは、 主要な観光施設等へのサイク 時間単位でレンタル可能な 午後から借りた利用者に 全体の約四割を占め、 日単位で設定した社 三日間で延 5

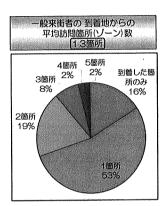


"乗り捨て"の割合 図8





3簡所 17%



※東街者ヒアリング提査結果: 有効サンブルは720類

回游促進効果(自転車利用者と一般来街者の目的箇所数) 図9

2箇所 33%

ᄱ 今後の課題

において改善すべき課題が明らかとなりました。 求める意見も数多く寄せられました。 来街者、 回遊性向上施策ともに、有効性が確認されました。 また、 社会実験を実施した結果、 同時に、 地元住民及び関係機関より、 情報提供の方法やサービス面等 渋滞緩和施策および 継続実施を

定です。

八月九日

5

四日にかけて交通実験を実施する予

ALONG PARTY OF STREET レンタサイクルを利用する家族

写真11

初年度とした「軽井沢町交通快適性調査検討協議

会」を新たに設置しました。今夏におきましても

を関係者みんなで議論するため、

平成一五年度を

こうした平成一 軽井沢町では、

四年度の社会実験の成果を受 施策の永続的な実施スタイ

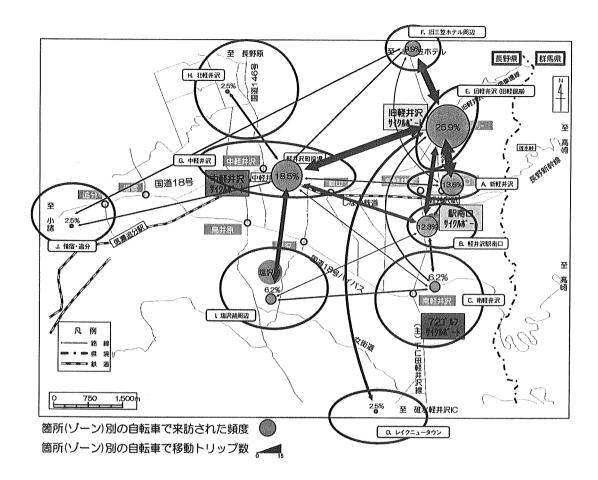


図10 自転車移動による訪問00

社会実験の実施にあたりご協力を頂きました国社会実験の実施にあたりご協力を頂きました高崎経済大学の横島教授にとご協力を頂きました高崎経済大学の横島教授にとご協力を頂きました高崎経済大学の横島教授にとご協力を頂きました高崎経済大学の横島教授にとご協力を頂きました高崎経済大学の横島教授にとご協力を頂きました高崎経済大学の横島教授にとご協力を頂きました国

特集/夏の道路管理

夏季繁忙期における 道路休憩施設の管理について

財道路サービス機構事業環境部環境整備課

はじめに

高速道路のサービス工リア・パーキングエリア 高速道路のサービス工リア」と言う。)は、アクの休憩施設(以下「エリア」と言う。)は、アクセスコントロールされた高速道路での連続走行のをある。このお客様の憩いの場であるエリアを適である。このお客様の憩いの場であるエリアを適びに管理するためには、レストラン・ガスステー切に管理するためには、レストラン・ガスステー切に管理するためには、レストラン・ガスステー切に管理するためには、レストラン・ガスステー切に管理するためには、レストラン・ガスステー切に管理するためには、レストラン・ガスステー切に管理するためには、レストラン・ガスステー切に管理するためには、レストラン・ガスステー切に管理するためには、大力を構造しておくことなど、様々なトイレを常に清潔にしておくことなど、様々なトイレを常に清潔にしておくことなど、様々なトイレを常に清潔にしておくことなど、様々なトインを常に清潔にしておくことなど、様々なトインを常に清潔にしておくことなど、様々なトインを常に清潔にしておくことなど、様々なトインを常に清潔にしておくことなど、様々ないお客様サービス』の提供業務が重要となる。これらのお客様サービス業務を的確に実施するためれらのおきが表します。

建設・管理運営を行うとともに、エリア清掃・ごとが必要である。特にゴールデンウィーク、お盆の帰省時期、年末年始の繁忙期(以下「ハイシーズン」と言う。)は、お客様のエリアへの立ち告りが非常に多くなるため、サービスを円滑に提供するうえで様々な対策を講じる必要がある。側道路サービス機構(以下「機構」という。は、側がよいではなな対策を講じる必要がある。側が非常にあるレストラン、ハイウェイショッ路のエリアにあるレストラン、ハイウェイショッ路のエリアにあるレストラン、ハイウェイショッ路のエリアにあるレストラン、ハイウェイショッ路のエリアにあるレストラン、ハイウェイショッ路のエリアにあるレストラン、ハイウェイショッ路のエリアにあるレストラン、ハイウェイショッ路のエリアにあるレストラン、ハイウェイショッ路のエリアにあるレストラン、カイウェイショッとは、脚が表情では、お客様で混み合う時間帯・曜日等のエリアには、お客様で混み合う時間帯・曜日等のエリアには、お客様で混み合う時間帯・曜日等のエリアには、お客様で混み合う時間帯・曜日等のエリアには、お客様で混み合う時間帯・曜日等のエリアには、お客様で混み合う時間帯・曜日等のエリアには、お客様で記録を表情では、お客様では、まななが、まなりは、ないが、お客様では、お客様では、お客様では、お客様では、まなが、まなりないが、お客様では、お客様では、お客様では、なおをはいる。などがある。

るトイレの臭気対策、夜間・早朝のごみ溢れ対策、ところである。ところである。ところである。ところである。ところである。ところである。ところがある。となどを経営理念に据えて、日々努力していると、新しい時代のニーズに応じた「サービスの創て、新しい時代のニーズに応じた「サービスの創

二 平成一五年度ハイシーズン対策の概要

食品衛生管理の徹底等について述べる。

している。平成一五年度のハイシーズン対策期間各営業者・受託者及び請負業者に対して周知指導要領」として取りまとめ、機構内部はもとより、ズン期間中の対策事項を「ハイシーズン対策実施機構では、毎年、春・夏・年末年始のハイシー

様に満足していただけるサービスの提供を目指して実施している公益法人である。機構では、お客

み処理などの公益事業を道路管理者に成り代わっ

・春のハイシーズン(実施済)は、以下の期間を予定している。

月七日(水)平成一五年四月二四日(木)~平成一五年五

二〇日(水)平成一五年八月七日(木)~平成一五年八月・夏のハイシーズン

一月六日(火)平成一五年一二月二四日(水)~平成一六年年末年始のハイシーズン

揚を図っている。開催し、関係者間での情報の共有化及び意識の高直接実施している事業所等でハイシーズン会議をこのハイシーズンの前に、エリアの管理業務を

ーションでの対策レストラン・ハイウェイショップ・ガスステ

1

時間延長を実施して対応する。 もに、エリアの混雑状況に応じて適宜更なる営業 様の動向を考慮した営業時間延長を計画するとと がの動向を考慮した営業時間延長を計画するとと

対する誘導整理員を配置するよう努める。担当者を、ガスステーションでは給油待ち車両にックコーナーの客席には環境美化や案内等を行う各コーナーの人員体制の強化を図る。なお、スナ更に、これに伴いアルバイトやパートを増員し、

かせることにする。
に対しては、十分な教育を実施した後に仕事に就教育を徹底し、特に新たに雇用するアルバイト等教育を徹底し、特に新たに雇用するアルバイト等

(上り) ハイウェイショップの状況を示す。 ・大一の設置やレジの増設等を行い、特別メニューナーの設置やレジの増設等を行い、特別メニューナーの設置やレジの増設等を行い、特別メニューまた、販売体制の強化策として、特設販売コーまた、販売体制の強化策として、特設販売コーまた、販売体制の強化策として、特設販売コー



写真 1 長野道 みどり湖PA(上り)ハイウェイショップ

① 1993/3-1-329 ② 1993/3-1-329 ② 1993/3-1-329

写真 2 中国道 西宮名塩SA(上り) 1 フォメーション

2 インフォメーションでの対策

を十分に考慮して実施する。(日時、上下線)や地域特性(イベント情報等)については、JH発表による高速道路の渋滞予測については、JH発表による高速道路の渋滞予測

高速道路情報の提供については、JH管制室からの一斉指令やファクシミリによる情報を、すみらの一斉指令やファクシミリによる情報を、すみらの一斉指令やファクシミリによる情報を、すみらの一斉指令やファクシミリによる情報を、すみらの一斉指令やファクシミリによる情報を、すみらの一斉指令やファクシミリによる情報を、すみらの一斉指令やファクショルによる情報を、するとといる。

インターチェンジ周辺道路の案内や、例年お客

に努める。 路は事前収集し、提供する情報・サービスの向上 様からの問合せが多い行楽地・観光施設までの経

飾り付けを行い、お客様をお迎えする。なお、インフォメーションでは、季節感のある

環境整備作業における対策

3

務である。 理作業等であり、 に質の高いサービスを提供すべく実施している業 などの美化作業、 ポットに草花を植えたり、 設の設置に必要な土地を占用する際の義務として 条件化されている、 環境整備作業とは、 駐車場、 園地や歩道等の清掃、 道路管理者の代行としてお客様 ③エリアから発生するごみの処 ①占用区域外の部分であるト 道路管理者からサービス施 トイレに切り花を飾る ②フラワー

用している。平成一五年度における機構のエリア アとなる。) に分けて一定のサービスレベルを確保 Eランクは面積が狭く、 み発生量から各場所ごとにAからEランクまでの し、作業を行う時間帯)内で、 するために各ランク毎に標準的な清掃頻度を定め 積が広くごみの発生量も多いエリアであり、 五段階のランク(ランクは、 清掃作業については、 各ランクのエリア管理時間 ごみ発生量も少ないエ エリアのトイレ面積とご 清掃を行う方式を採 例えばAランクは (必要な人員を配置 逆に 1) 面

> り付けて、 は、 ととし、 管理時間及び清掃頻度の基準を表ーに示す。 員を張り付けて昼夜間連続で清掃に当っ 以 ンクで一 ずどのランクでも 13 対策を実施するエリアでは、 作業を実施している。 床面清掃 る。 (上)している。 後巡回しながらの補助的な清掃を行うこ 日四回、 1 混雑が予想されるエリアに作業員を張 イレ清掃については主に臭気対策上必 Aランクで一日六回、 日二回実施 通常よりも時間を延長して清掃 Cランクで一日三回、 (写真3) また、 日 (状況によってはそれ も含む) 特にA・Bランクの 一回の水洗い清掃 ハイシーズン期に 二四時間清掃 Bランクで を行い、 D E ラ そ

表1に示すとおり、A~Eランクでそれぞこのハイシーズン対策を実施する日数は



写真 3 トイレの水洗い清掃 状況 (関越道 高坂SA (下り))

表1 エリア管理時間及び清掃頻度の基準

表]	エリア智	雪理時 間	問及	とび、	清护	帚奶	腹	<u>の</u>	基準	E																
【ランク別	管理時間表]																									平成15年度
ランク	管理時間	ii)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12 13	3 14	16	16	17	18	19	20	21	22	23	24	ハイシーズン対策日数
Α	通常期	1 5 hr													4	ļ							2000000		011500000	1
23箇所	ハイシース・ン月月	2 4 hr											- 1								200					45日/年
В	通常期	1 3 hr		Г				г																	Ι	
39箇所	ハイシース・ン期	2 4 hr																								35日/年
															un intransion		WAR SHAW									
С	通常期	9 hr		Ш	_													100000000000000000000000000000000000000			903290K	_			├—	30日/年
47箇所	ハイシース・ン期	1 5 hr	<u> </u>			L	L																L	L	L	30日/年
D	応急対応管理時間	9 hr				Γ													Т						Ι	
19箇所	ハイシース'ン期	1 3 hr				_	\vdash																			25日/年
											and an entire	- CANADA INTO					(Gizipelija)						,			
	応急対応管理時間			\square	Ш			<u> </u>												922					 	25日/年
125箇所	ハイシース・ン期	1 3 hr	班力	<u> </u>	F. 83	1921	L.,	h: 93; 2	- /-		11年11日)P:											L		L	

※1 エリア管理時間…必要な人数を配置し、作業を行なう時間帯 ※2 応急対応管理時間…表に示す清掃頻度での清掃以外に、エリアの環境保全上応急的な清掃を行なう時間帯

5	シク	Α	В	C	D	E
	お手洗い	1	1	1	1	1
	休憩所	4	3	2	2	1
基本清掃	歩道·休憩園地	2	2	1	1	1
	駐車場	2	2	1	1	1
	植栽園地	1/7	1/7	1/14	1/21	1/28
***************************************	通常期	6	4	3	2	2
巡回清掃	ハイシーズン時	適宜	適宜	適宜	適宜	適宜
	スキーシーズン時	適宜	適宜	適宜	適宜	適宜

※1 数字は1日の清掃回数を示す。※2 植栽園地については、例えばA・Bランクは7日間ごとに1回清掃することを示す。

を割りふって実施している。 分している。 も多いことから、 ン期には、お客様からトイレが臭いといった意見 ルデンウィー ク・お盆時期・ ハイシーズン対策日数を多く配 特に夏季ハイシーズ 年末年始に必要日数

三 トイレの臭気対策

リアにおいて効果があるものを使用している。 また、清掃時に使用する洗剤についても、消臭・芳 ウェイポストにおいてトイレが臭いと指摘されて は、一・3で述べたハイシーズン対策の他に、ハイ ならないのが、トイレの臭気対策である。 香効果があるオレンジ洗剤・バイオ洗剤等、各エ 臭・芳香剤の十分な使用等の対策を実施している。 いる箇所を中心に、 しかし、 夏季のエリア管理のうち、特に留意しなければ 古いトイレ施設の場合は、尿石が小便 換気扇の稼動頻度の増、 消

北海道の金山PA、 構造となっているため、 臭・芳香剤を使用する必要がある。 が、改良するまでの間は日々の清掃を入念に実施 のが現状である。 発生するため、なかなか防臭効果が認められない なお、寒冷地のトイレは防寒性を重視した密閉 換気を十分に行い、 施設改良が最良の方法ではある 野幌PA、岩見沢SA、砂川 風が抜けにくい。昨年度、 少しでも効果がある消

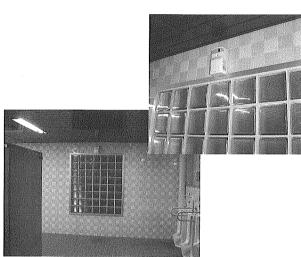
器配管の奥にまでこびりついて、そこから臭気が

南条SA・賎ヶ岳SAの三エリアについても使用

められたことから、

今年度は新たに磐梯山SA・

真4)による臭気対策を実施したところ効果が認



自動芳香剤噴霧器設置状況(道央道 砂川SA) 写真4

SAの四エリアにおいて、 自動芳香剤噴霧器

である。 実験を実施し、その有効性について検討する予定 討していくが、今年度は酵素剤等を利用した消臭 している。 機構では、 今後とも有効な臭気対策につい · て 検

四 夜間 早朝のごみ溢れ対策

これまで夜間・早朝のごみ溢れについては、

わず、 ア管理時間外のごみ回収については特に対応を行 イウェイポスト等での苦情はあったものの、 管理時間開始時及び終了時の回収で対応 J. 1)

溢れている状況が顕著であることから、 郊のごみ発生量の多いエリアや夏季に海水浴や釣 客等が集中するエリア等において、 しかし、近年特に土日休日等において大都市 夜間にごみが 対応策の 近

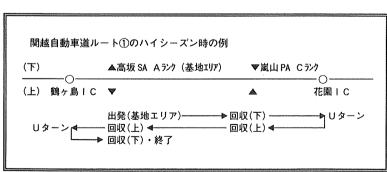


図1 夜間ごみ回収方法

てきたところである。

表 2 平成15年度 夜間巡回ごみ回収作業実施箇所

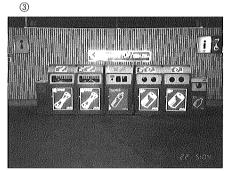
回収ルート	道路名	基地エリア	対象エリア	実施期間	実施日	数
東北道ルート	東北道	連田SA	羽生PA 新倉PA	土日休日(7~9月)	通常期	23
東北道ルート東北流		遊田SA	新倉PA	ハイシーズン(7月~9月)	通常期	 19
	京葉道	鬼高PA	幕張PA	土日休日(7~9月)	通常期	24
京葉道ルート	京葉道	鬼高PA	鬼高PA	ハイシーズン(7月~9月)	通常期	 11
東関道ルート	東関東道 千葉東金道路	湾岸幕張PA	野呂PA	土日休日(7~9月) ハイシーズン(7月~9月)	通常期	23 19
	関越道	三芳PA	高坂SA 嵐山PA	土日休日(通年)	通常期	96
関越道ルート①	関越道	高坂SA	嵐山PA	ハイシーズン(通年)	通常期	- 45
関越道ルート②	関越道	越後川口SA	大和PA·塩沢石打SA· 谷川岳PA	土日休日(7~9月) ハイシーズン(7月~9月)	通常期	25 10
東名ルート	東名高速	東郷PA	守山PA	土日休日(通年) ハイシーズン(通年)	通常期	100 30
九州道ルート①	九州道	古賀SA	数手PA・直方PA・王司PA・ 吉志PA・めかりPA・壇ノ浦PA	土日休日(通年) ハイシーズン(通年)	通常期	99 35
九州道ルート②	九州道 大分道	基山PA	須恵PA·広川SA·山田SA	土日休日(通年) ハイシーズン(通年)	通常期	99 35

夜間巡回ごみ回収ルート:全国8ルート27エリア(内4ルートは通年土日休日で実施)

ーズン期間中は(表1)のとおり、A・Bランクは24hr作業員が常駐してごみ回収しているので、夜間ごみ回収エリアには含めない。







夜間のごみ溢れ①、夜間のごみ回収②、早朝のごみ溢れ解消状況③ 写真5

低ランクエリアのエリア管理時間が終了した夕方 てごみ回収を実施する方法である。これにより、 管理時間終了後、 Eランク) 夜の八~ エリアを高ランクの 九時以降に巡回によ 工 1) ことが確認できたため、 することを目的としている。 溢れ状況と夜間ごみ回収状況及びごみ溢れが解消 七エリア 各エリアごとの時間延長よりも費用対効果も高 0) により、 五時から夜にかけて溜まったごみを回収すること **真5**に千葉東金道路野呂PA 工 リアにおいて、 夜間のごみ溢れ対策として有効な手段である 年間を通して土日休日に実施している。

(表2)に拡大し、

うち四ル

トにお

上り

0

夜間ごみ

写

今年度は全国八ルー

<u>ኑ</u>

を昨年度から実施している。

つとして土日休日の夜間に巡回によるごみ回収

ク

Ĉ

D

低ランクエリアを含め、

回収するすべ

夜間・

早朝のごみ溢れを解消

昨

・年度の試行結果、

V

はBランク)

低ラン \widehat{A}

本方式は、

図ーに示すように高ランク エリアを基地エリアとし、

ある

0

食品衛生管理の徹底

五

した早朝の状況を示す。

励行を徹底している。 生の基本の第一であるため、 いに終わると言われており、 している。 菌を増やさない 各営業者において自主衛生検査を実施している。 石鹸洗い 施する必要があるが、 (加熱) 止するため、 食品衛生管理は、 0) →②十分なすすぎ 特に食品衛生は、 「食品取扱いの三 ①細菌をつけない (冷却及び迅速)、 更に、 イシーズンに限ら 特に食中毒事故等を未然に 一原則」 ③消毒 手洗いに始まり手洗 手洗いこそが食品衛 「正しい手洗い イシーズン前 を念頭に実施 ③細菌を殺す (清潔)、 一色拭く ず É 2 々実 0

道行セ 2003.8 20

また、

機構ではエリアでの食中毒防止を限りな

とは、 C P CPシステム」 極めて重要な管理点を定めて連続的にそのポイン 成一三年度より段階的に く追求し、 にHACCP手法の具体例を示す。 トを管理し、記録に残しておく手法である。 (Hazard Analysis and Critical Control Point)_ 危害の分析により、 より安全な食事品の提供を目指し、 の導入を実施している。 J - S a P a 危害の発生防止の上で H A C H A C 図2 平

一三年度に羽生PA S a P **HACCPシステム**」 〒 ・中郷SA (上下) は、 亚

> を皮切りに機構の直営店で運用が開始され 平成一 四年度には民間営業店においても 7

その他緊急事態が発生した場合には、 故が発生した場合及び火災、 リア内で不審者・不審物を発見した場合や事件事 犯罪の発生防止及び被害の拡大防 交通事故、 直ちに決め また、 急病人、 止

り、 システムを導入し、 に努めるため防犯体制を徹底している。 機構では、 六 防犯体制及び緊急連絡体制の徹底 運用してきている。 順次 お

行い、

関係機関との調整を行っている。

例えば、ハンバーグ定食を作る際に、 どの部分で食中毒を起こす可能性が最も高いか分析する ハンバーグの半焼き状態が最も重要な原因(重要管理点の設定) ハンバーグの中心温度を基準温度以上にするための火力や加熱 時間の設定 定めたとおりに調理する 定期的に確認して記録する 記録を保存する

図2 HACCP手法の具体例

おわりに

t

供に努めている。 ーズン期において各種サービスを円滑に提供でき 満足していただくためには、人々が ており、快適なエリア創りとお客様サービスの提 ても過言ではない。 るかどうかが、直接エリアの評価に繋がると言っ 不可欠である。特にお客様で混雑しているハイシ 各部署において様々なハイシーズン対策を実施 喜び」、「満足」できるエリアを提供することが 高速道路をご利用していただくお客様に本当に 機構では、 上述したとおり、 「出会い」、

するよう努力したいと考えている。 ーズを的確に捉え、 今後とも、時代とともに変化する多種多様なニ 日々のエリア管理業務を実施

- ~42 二〇〇二年六月 における清掃及びごみ対策 側道路サービス機構事業環境部環境整備課 道路行政セミナー No 147 S A · P Ρ
- 第四五卷第八号 財道路サービス機構広報室 側道路施設協会附属研究所 「食』のJ,SaPaをめざして― P73~76 二〇〇二年八月 休息時間をより豊かな時に 食品衛生管理のポイント 高速道路と自動車

九九八年三月

報・報告等の措置を取ることとしている。

なお

ハイシーズン前には特に緊急連絡体制の再確認を

られた手順により機構関係組織や関係機関等に通

規模地震に対する道路防災

はじめに

てきている。 過去から多くの地震や火山による災害に見舞われ するという地理的条件が大きい。 積と比べると非常に高くなっている。 火山が分布しており、 活火山については、 上の地震回数は、 ーに示すように、 我が国は、地震や火山などの活動が活発であり、 日本で発生するマグニチュード6以 我が国が環太平洋火山帯に位置 世界全体の二〇・五%を占め、 全世界の約一割の一〇八の活 世界の〇・二五%の国土面 これは、 図

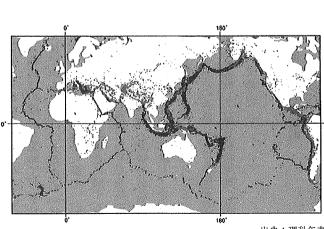
布と世界のプ は の特定の場所に帯状に分布しており、 地震の震源と火山のほとんどは、 プレートとプレー の分布から地震の震源や火山 トの境界にあることが分か ともに地球上 これらの分

> L す

面 る。 災害をもたらしてきた。 る内陸域の地殼内地震などが発生し、古来より大 レート境界形の巨大地震、 るためプレートによる沈み込みにより発生するプ へとフィリピン海プレートの境界が存在してい 日 [本周辺ではアジア大陸側にユーラシアプレ 太平洋側に太平洋プレートとフィリピン方 プレー ト運動に起因す

井地震 を取り入れる契機となった地震である。 とともに、 者・行方不明者一四万人を超える被害が発生する ており、 ように、 とりわけ、 後述するように、 (一九四五) 多くの土木構造物が損壊した。 関東大震災以降も大規模な地震が発生 記憶に新しい阪神・淡路大震災は、 大正一二年の関東大震災では、 以降では死者が一、〇〇〇人 我が国で本格的な耐震設計 表1に示 このた 死

め



出典:理科年表

マグニチュード≥4.0 深さ100km以下の震源分布図 図 1 $(1970 \sim 1980)$

表1 我が国の地震被害一覧(明治以降)

高速道路や新幹線などの橋梁、 われたほか、電気・ガスなどのライフライン施設、 ての広範囲の地域で観測史上初め はじめ神戸市から芦屋市、 甚な被害をもたらした。 れを記録するものであっ したことがなかっ 被害状況 発生年月日 マグニチュー 名称 神戸市を中心とする阪神地域に戦後最大の激 全壊·焼失 ·流出家屋 死者·行方不明 認定した。 7,273 濃尾地震 1891.10.28 8.0 142, 177 明治三陸地震津波 1896. 6.15 26,360 11,723 8.5 関東大地震 1923, 9, 1 7.9 142,807 576, 262 7 12,629 北丹後地震 1927. 3. 7.3 2 925 三陸地震津波 1933. 3. 3 8,1 3,064 6,067 六 鳥取地震 1943. 9.10 7.2 7,736 1,083 東南海地震 1944, 12, 7 7.9 1, 251 19, 367 た都 二河州區 1945, 1, 13 6.8 2,306 5,539 〇〇〇人を超える人命が失 南海地震 1946. 12. 21 8.0 1,443 13, 119 た。 気象庁は淡路島の北部を 計直 1948. 6.28 7.1 3,769 40,035 福井地震 西宮市、 十勝沖地震 1952. 3. 4 8.2 33 921 しかも、 チリ地震津波 1960. 5.23 139 下 9.5 2,830 新潟地震 1964. 6.16 7.5 26 2,250 建築物などの公共 ・型地震であったた 1968 年十勝沖地震 52 1968. 5.16 7.9 691 ての震度7 30 伊豆半島沖地震 1974. 5. 9 6.9 139 宝塚市に 伊豆大島近海地震 1978. 1.14 7.0 25 96 それ 宮城県沖地麓 1978. 6.12 7.4 28 1,183 日本海中部地震 1983. 5.26 7.7 104 987 にまで経 長野県西部地震 1984. 9.14 6.8 29 24 1993. 7.12 かけ 北海道南西沖地震 230 7.8 601 (激 兵庫県南部地震 1995. 1.17 7.3 6,435 111,054

出典:防災白書

い

は、

1 道路の耐震点検

妣 る総点検は、 る。 震を契機として開始 道 [路の耐震対策を行うために全国 これらの 昭和四六年 点検では、 Ĺ 月 概 地 震災害で得られた技 の米国ロ ね 五年毎に実施 サンゼル 斉に実施す ス

また、 る救急、 円にも達するものである。 済活動に影響を与えた。 ネットワー 橋梁などの 施設も大きな被害を受け、 地域生活・ 救援活動 クの機能が損なわれ、 重要構造物が被害を受けたため、 産業活動 応急復旧 、また、 その被害額は 活動に支障をきたし、 ひ į, 道路につい ては 地震直後におけ 全国的 約 ても、 な経 道路 〇兆

0

心に西日本から東日本にかけて広い範囲で強い揺

とするマグニチュード

7.2の地震で、

近畿地方を中

・淡路大震災は、

兵庫県淡路島北部を震源

を超える規模の大規模地震災害であった。

その対応策について紹介するものとする。 されている東海地震、 央防災会議等におい る震災対策の経緯を紹介するとともに、 ここでは、 このような地 て、 東南海 地 震発生の逼迫性が指摘 震大国ニッポ 南海地震の 現在、 におけ 概 一要と 中

我が 震災対策につ

7 国 に お ゖ る道 路 Ō

きているところである。 うとともに、 経験を踏まえ、 我 表] が 玉 ・のように多発している大規模地震による 0 道 必要な耐震点検、 路 逐次、 0 耐震設 耐震設計基準の見直しを行 計 ゃ 耐震対策に 耐 震対策を進めて 0 VÀ て

> から、 次、 術的 を設置し、 委員長 -成七年に 耐 点検である平成八、 成され |震点検を実施してきたところであ 点検方法の改良が重ねて行われてい |知見や道路の 耐震設計や道路構造に関する学識経験者で る 岩崎敏男 点検要領を作成し、 阪神・ 「道路防災総点検技術検討委員会 利用状況の変化等も踏まえ、 淡路大震災」)財建設技術 九年度の 全ての道路 「総点検」 が発生したこと 研究所 る。 理 事 で 最新 つ 長 は、 涿

構

(年度に実施した総点検結果等に基づき実施し るものである な お、 現在の道路における耐震対策は、 平 成

九

2 道路橋の耐震設計

橋に対 ける道路橋被害は、 うな甚大な被害が見られた。 七八五橋に達し、 数以上の橋が被災した。 関 下部構造が破壊して上部構造の落下に至るよ 東大震災 しては、 (一九二三年 地震力が考慮されてい 中でも震央に近い神奈川県で 東京、 この当時は、 神奈川 大正 静岡など なかっ 年)) まだ道路

土木局 計 の際に考慮するように通 このため、 (当時) 翌一九 は、 地 一四年 震力に相当する水平 達して (大正一 年 力を 内 務

状況につ そ 以 降の道路橋の 41 て概略を述 耐震性に関 、ると、 す 九 る諸規定 一九年 $\widetilde{\sigma}$ 大 整

四年 た。ここでは、 初めて設計荷重として地震力の規定が盛り込まれ 正一五年)「道路構造に関する細則案」において 数値等は記述されていなかった。そこで、一九三 じるように定めることとされていたが、具体的な ける最大地震力により橋梁の各部に最大応力が生 九五四年 おいて、 横移動などに伴う落橋などの甚大な被害形態は減 東大震災に見られたような下部構造の傾斜、転倒 分類に分類するなどして、地盤特性が規定された。 gを標準とすることが定められた。その後は、 このような一連の耐震基準の整備によって、 (昭和一四年)「鋼道路橋設計示方書案」に 水平加速度〇·二g、 (昭和三一年) には地盤種別に応じて九 地震荷重は虚位量の所在地方にお 鉛直加速度〇・ 関



写真 1 兵庫県南部地震(1995年)による 阪神高速道路 R C 橋脚の倒壊

■コンクリート発填による銅製橋脚の補強 ■鉄筋コンクリート機脚の補強 コンクリート発現 解除を含立て 確認鉄筋

図2 橋脚の耐震補強

少した。

移動、

傾斜等の被害は少なくなったが、

その代わ

りに橋脚、支承周辺部の内、ねばりの少ない弱点

部に被害が集中するようになったためである。

のような点に対処するために、

一九八〇年

(昭和

鉄筋コンクリート橋脚の変形性能の照査法が加え

基礎構造物の耐震設計に際して液状化の影

五五年)の「道路橋示方書V耐震設計編」では、

響を見込む考え方も示された。

上下部構造の損傷が見られた。これは下部構造のでは、鉄筋コンクリート橋脚支承及びその周辺の一方、一九七八年(昭和五三年)宮城県沖地震

移動制限装置 (桁間) 図 3 落橋防止装置

設計された橋を中心として、上部構造の落橋を含では、一九八〇年(昭和五五年)より古い基準でほしたのが、阪神・淡路大震災である。この地震現在の道路橋の耐震設計に最も大きな影響を及

橋脚 生じた (写真1)。 む甚大な被害が生じた。 鋼製橋脚、 か 主鉄筋段落とし 支承部 部 特に、 落橋防止装置等で被害が で損傷が生じるととも 鉄筋コンクリ ١

の直 準に改めた。 災を引き起こした兵庫県南部地震 関東大震災のようなプ 考え方に基づき実施されている した耐震設計を実施していたが、 橋示方書が改訂された。 係る仕様 - 兵庫県南部地震により被災した道路橋の この様な経験を踏まえ、 (当時) -型地震にも耐えられることを目標に設計 (復旧仕様)」 から通知され、 現在実施してい として、 この改訂では、 1 平成八年一一 ト境界型の地震を想定 地 る耐震補強は、 震 図2・ 設計 後 6 阪 神 ような内陸型 月 仕様が 3 これ 月に道 淡路大震 七 復旧 この まで 建 日 基 設

東海地震について

繰り返し巨大地震が発生していると言わ 知られている。 駿河トラフと呼ば 駿河湾から四国にかけての 不南海地 また、 年程度の間隔で大規模な地震が発生してお 過去の被災記録によれば、 陸のプ 震一、 震源域によって、 南海地震」 のくぼみは、 れる細長い 1 1 に沈み込む場所で、 と区分される場合が 東から くぼみがあることが 海 フィリピ 底に南 概 ね 「東海地 海 0 ン海プレ トラフ、 過去に 0 n 5 震 て 県二六三市町村 性 7

が、

五

 $\overline{\circ}$ (V)

強化地域の

治指定

(平成

間 で り V 隔 0 ことが指摘され また、 同 '地震が続く 一時発生や 三つ 0 短 、場合は 震源 Và 7 時 域

る

可 河トラフ沿いに近い 積状況等から考えて、 駿 لح 地 ち 大規模な地震が発生す 海地震から約 能性が高いと考えら 河湾周辺の や、 震が発生してい ح 東海 0) 明治以降に \equiv 地 っ 震 0 地殼歪 ぼ 地 五 震 お な \circ 安 将 0 17 い 年 政 0) á 驗 来 間 東 う

条に基づき、 規模地震対策特別措置 五三年三月に成立した大 议 おり、 があることから、 ·知体制の整備が図ら 東海地 下、 大震法) 事 震について 前予知の 地震防災対 0) 第 可 昭 は 和 能 n

いる地震である。

(八都 事前措置 予知情報の報告・警戒宣言等 警戒本部の設置・地震防災応急措置等 発災後 内閣総理大臣による地震 観測・測量 気象庁長官による地震予知 地震災害警戒本部の設置 防災対策強化地域の指定 の強化 情報の報告 (追加報) 自衛隊派遣要請 中央防災会議 内閣総理大臣 (閣議) 対策の総合調整 国 中央防災会議による地震防災基本計画 警 珳 地震防災強化計画に基づく 首 の作成 国の対策の実施 報道機関を通じ (通知) 推定行政機関 指定行政機関」による地震防災強 拍示 指定公共機関 指定公共機関 化計画の作成 指定公共機関 災害対策基 ての 県 知 雅 県地震災害警戒本部の設置 本法の規定 浴表 地震防災強化計画の作成 県 に基づく措 地震防災強化計画に基づく (通知) 置の実施 対策の実施 地震防災強化計画の作成 市町村長 市町村地震災害警戒本部の設置 市町村 地震防災強化計画に基づく (伝達) 対策の実施 防災上重要な施設又は事業の 住 民 等 地震防災強化計画に基づく 民間 管理者等による地震防災応急 対策の実施 計画の作成

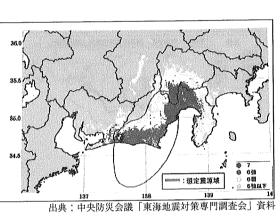
図 4 大規模地震対策特別措置法の概要

出典:防災白書

25

る。 法による地震防災対策の概要は図4に示すとおり 四年四月二四日 閣総理大臣より警戒宣言が発せられることであ 計の観測データに異常が発見された場合には、 であるが、 災対策を推進することとされている。 に基づき、 議において作成するとともに、地震防災基本計画 計画」(以下、 海地震の地震対策強化地域にかかる地震防災基本 地震発災までの防災対策の基本方針として、 防災強化計画」を作成し、東海地震に係る地震防 なお、 指定行政機関、 大震法においては、 最大の特徴は、 地震防災基本計画)を中央防災会 現在))が行われている。 強化地域の気象庁地震 地方公共団体は 警戒宣言発令から 「地震 「東 内

ため、 連では東西交通の寸断することによる間接被害と 震発生した場合)、死者数約八、〇〇〇人~九、 害が最大の場合には(予知情報がなく朝五時に地 上の地震動と大津波の発生するおそれがあり、被 この被害想定によると、強化地域では震度6弱以 を行い、今年三月一八日に公表したところである。 て広域的な防災体制の確立等を講じる必要がある して二兆円の被害になることが想定されている。 ○○○人の被害が発生するととともに、道路の関 今後の東海地震対策の基本的な事項である「東海 なお、 想定震源域に基づく被害想定について検討 中央防災会議では、 中央防災会議では、 東海地震対策につい 被害想定を受け、



東海地震の想定震源域と震度分布 図 5

地震対策大綱」を決定したところである。 化をすすめるとともに、これらのバイパス機能を 限にするため、基幹的な交通ネットワークの耐震 計画的かつ緊急に実施すること。加えて、 海地震対策大綱においては、 要な施設であることが示されているところである。 こと」と記述されており、 速道路等高規格幹線道路の整備を早急にすすめる 強化することが必要であることから、第二東名高 の応急復旧活動の円滑な実施や経済的影響を最小 など地震に強い交通基盤づくりを緊急にすすめる 道路が防災対策上は重 「道路の耐震対策を この東 発災後

> 行するなど道路情報提供の高度化に向けたソフト 分かりやすく解説した情報誌「ぐらっとナビ」を発 入や警戒宣言発令時等の道路利用者の対応方法を する「東海地震道路震災情報共有システム」の導 ハード対策とともに、 対策にも取り組んでいるところである(図5・6) 道路管理者間の情報を共有 凡例 題5-10(m) 第3-5(m) 第2-3(m) 1-2(m) 图0-1(m) · O 出典:中央防災会議「東海地震対策専門調査会」資料

図 6

東海地震による海岸部の想定津波高さ

四 東南海・南海地震について

四年に、 その周辺地域の南海トラフ沿いで発生する海溝型 に位置し、 地震である。 東南海・南海地震については、東海地震より西 南海地震が一九四五年に発生している。 遠州灘西部から土佐湾までの地域及び 前回の地震は、東南海地震が一九四 26

化と代替性の幹線道路ネットワーク整備等などの

具体的な道路の地震対策としては、橋脚の耐震

において発生すると予想されていることである。 ため、 このため、 て、 な特徴としては、 めていくこととなった。 行され、 る地震防災対策の推進に関する特別措置法_ 生の逼迫性が指摘されているところである。 南海地震は四〇%程度と予測しているなど地震発 以内に発生する確率を東南海地震は五〇%程度、 政府の地震調査委員会は、二〇〇〇年から三〇年 地震に伴う津波による甚大な被害が広い地域 本年七月二五日に「東南海・南海地震に係 同地震に対する地震防災対策の充実を進 同法においても、 地震そのものによる被害に加え 東南海・南海地震の大き 東南海・南海地震に が施 この

出典:中央防災会議「東南海・南海地震等に関する専門調査会」資料 図 7 東南海・南海地震の想定震源区域と霊度分布

こととされている。 域について大規模地震対策特別措置法を適用する 予知体制が確立した場合は、 地域 同法においては、 等を計画的に図っていくこととされている。なお、 対策を含めた防災上緊急に整備すべき施設の整備 観測体制の充実を図るとともに、津波からの避難 災対策を推進する東南海・南海地震防災対策推進 よる著しい被害が生ずる恐れのあるため、 (以下、 地震防災対策推進地域) 観測施設等の整備等により地震 地震防災対策推進地 を指定し、 地震防

よる地震防災推進地域の指定等を行うための被害中央防災会議においては、東南海・南海地震に

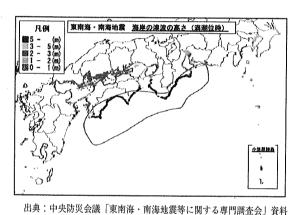


図8 東南海・南海地震による海岸部の想定津波高さ

定されている。とと、本年四月一七日に公表し想定の検討等を実施し、本年四月一七日に公表し想定の検討等を実施し、本年四月一七日に公表し想定の検討等を実施し、本年四月一七日に公表しまされている。被害想定結果によると、死者数は約四○兆大な津波が予想されており、津波による死者数も、大な津波が予想されており、津波による死者数も、大な津波が予想されており、津波によるであると想にいる。

五 おわりに

災対策を着実に進めて参りたいと考えている。

災対策を着実に進めて参りたいと考えている。

災対策を着実に進めて参りたいと考えている。

災対策を着実に進めて参りたいと考えている。

災対策を着実に進めて参りたいと考えている。

災対策を着実に進めて参りたいと考えている。

災対策を着実に進めて参りたいと考えている。

道路構造令の改正について

道路局企画課

はじめに

速道路が導入できることにしました。

等について紹介します。
今回の道路構造令の改正に関する背景、改正概要
同日から施行されることとなりました。ここでは、 七月一八日に閣議決定、七月二四日に公布され、

改正の背景

(小型道路)及び追越区間付きの完成二車線の高択肢を広げることを目的として、乗用車専用道路の導入)を進めております。今回は道路構造の選特性に応じた構造基準の見直し(ローカルルールを推進し、道路整備のコスト縮減するため、地域を推進し、道路整備のコスト縮減するため、地域を推進し、道路整備のコスト縮減するため、地域を推進し、道路整備のコスト縮減するため、地域を推進し、道路整備のコスト縮減するため、地域の実情に応じた道づくり

ば八〇㎞/h)での走行が可能となります。 整備することにより、一定のサービス速度(例え を設けるとともに、追越車線(付加追越車線)を を設けるとともに、追越車線(付加追越車線)を を設けるとともに、追越車線(付加追越車線)を を設けるとともに、追越車線(対加追越車線)を を設けるとともに、追越車線(対加追越車線)を を設けるとともに、追越車線(対加追越車線)を を設けるとともに、追越車線(対加追越車線)を を設けるとともに、追越車線(対加追越車線)を

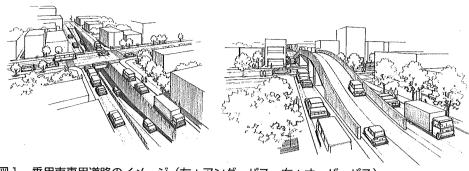
一改正の概要

際には、市街地が既に形成されている場合などは整備や交差点改良等を行うことが望ましいが、実渋滞を解消するためには、パイバス・環状道路1 乗用車専用道路(小型道路)の導入(図1)

滞解消を図ることが有効です。 滞解消を図ることが有効です。 滞解消を図ることが有効です。 滞解消を図ることが有効です。 滞解消を図ることが有効です。 で、このような箇所について、要線幅員、 事等一定規模以下の車両)に限定し、車線幅員、 連築限界、縦断勾配等について特例を設けること により、通常の規格に比べて小さい小型道路(従 来の道路は、「普通道路」と定義。)を整備し、渋 来の道路は、「普通道路」と定義。)を整備し、渋 来の道路は、「普通道路」と定義。)を整備し、渋

及び歩行者又は自転車)のみの通行の用に供する別の理由によりやむを得ない場合において、当該別の理由によりやむを得ない場合において、当該別の理由によりやむを得ない場合において、当該別の理由によりやむを得ない場合において、当該別の理由によりやむを得ない場合において、当該別の理由によりやむを得ない場合において、当該別の理由によりやむを得ない場合において、当該別の理由によりやがあると言います。

道路とすることができることとしました。



乗用車専用道路のイメージ(左:アンダーパス、右:オーバーパス)

表 1 小型自動車等の設計車両の諸元

設計車両 諸元	小型自動車等	(参考) 小型自動車	(参考) 普通自動車
長さ	6m	4.7m	12m
幅	2m	1.7m	2.5m
高さ	2.8m	2m	3.8m
前端オーバハング	1 m	0,8m	1.5m
軸距	3.7m	2.7m	6.5m
後端オーバハング	1.3m	1.2m	4 m
最小回転半径	7m	6m	12m

表 2 小型道路の車線幅員

ນີ	首路の種級は	区分	小型道路	(参考) 普通道路
	第一級		3.5m	3.5m(3.75m)
第一種	第	第二級 3.5m(3.25m)		3.5m(3.75m)
N, 12	第三級第四級		第三級 3.25m(3m)	
			3m	3. 25m
第二種	第一級		3.25m(3m)	3.5m(3.25m)
717— IE	第二級		3 m	3. 25 m
	第一級		3 m	3.5m
第三	第三種 第二級から 第四級まで		2.75m	2級 3.25m(3.5m) 3級 3m 4級 2.75m
	第四種 第一級から 第三級まで		2.75m	1級 3.25m(3.5m) 2級及び3級 3m

()内は特例値

表 3 小型道路左側路肩の幅員

3	道路の種級区分	小型道路	(参考) 普通道路(特例值)
第一種	第一級、第二級	1.25m	2.5m (1.75m)
分 怪	第三級、第四級	1 m	1.75m (1.25m)
	第二種		1.25m
第三種	第一級		1.25m (0.75m)
373—TE	第二級から第四級まで		0.75m (0.5m)
第四種	第一級から第三級まで	0.5m	0.5m

表 4 小型道路右側路肩の幅員

道路の種級区分	小型道路	(参考)普通道路
第一種第一級、第二級	0.75m	1.25m
第一種第三級、第四級、第二種	0.5m	0.75m
第三種、第四種	0.5m	0.5m

ることとしました。 する車線を他の車線と分離して設けることができ また、小型自動車等のみの通行の用に供する道 小型自動車等のみの通行の用に供

車のうちいわゆる3ナンバーの自動車等を考慮 道路運送車両法に基づく小型自動車、 小型自動車等の設計車両の諸元については、 普通自動

②横断構成

リバウンド〇・二mを考慮して、高さ三・〇 としました(普通道路は四・五m)。 員、建築限界を規定しました(図2、表2~4) 道に設ける路肩の幅員、路肩に設ける側帯の 乗用車専用道路(小型道路) 建築限界については、 小型自動車等の設計車両の諸元を考慮して 設計車両の二・八mに の車線の幅員、 車 m 幅

③縦断勾配

〇・五mを減じた二・五mとしました。

一七条第四項の普通道路の幅員三・○mから

は、

設計車両の縮小幅

(〇・五m) に合わせ、

小型自動車等の性能に応じ、乗用車専用道路

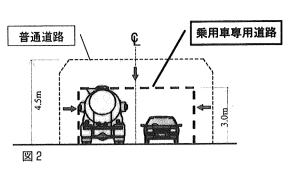


表 5 小	型道路の	縦断勾配					
設計速度	小型	道路	(参考)				
(km/h)	標準値	特例值	普通道路(特例值)				
120	4 %	5 %	2% (5%)				
100	4 %	6 %	3% (6%)				
80	7 %		4% (7%)				
60	8 %		5% (8%)				
50	9 %		6% (9%)				
40	10%		7 % (10%)				
30	11%		8 % (11%)				
20	12%		9 % (12%)				

車線 中央帯 4 車線断面構成 【従来の構造】

中央帯 2 車線断面構成

コストのかか るトンネル・橋



【地域に応じた構造】

4車線→2車線

図 3

定しました (小型道路) (表5)。 の車道の縦断勾配を表のとおり規

④立体交差

本線車線の幅員である二・七五mよりもワンラ こと、また、都市部で土地制約もあることから、

しました。同時に屈折車線及び変速車線の幅員 ンク下げて、二・五mとすることができること 線を設ける場合の当該部分の車線の幅員は、交

差点部の前では設計速度よりも速度が減少する

車専用道路

(小型道路)

に屈折車線又は変速車

また、

第四種の第一級から第三級までの乗用

条第一項の普通道路と同様に立体交差とするも た。 おいては、 乗用車専用道路(小型道路)が交差する場合に 小型道路 大型車の誤進入を防止するため、普通道路と また、 当該交差の方式は立体交差としまし 四車線以上である乗用車専用道路 が相互に交差する場合も、 第二八

のとしました。

⑤設計自動車荷重

乗用車専用道路 ートン(三トン)と規定しました。 小型自動車等の重量を考慮して三〇キロニ 高架の道路その他これらに類する構造 (小型道路) の設計自動車荷重

2 追越区間付きの完成二車線の高速道路の導入

図3

もに、 ました。 て付加追越車線を設置することができることとし 道路について、 完成二車線の高速自動車国道又は自動車専用 定のサービス速度での走行を可能とするため 片側が一車線である場合には、 原則往復の方向別に分離するとと 必要に応じ

①車線の分離

は、 の る場合等があることを考慮して、 急活動や全体幅員の拡大により施工が困難にな ネルや橋、 線を往復の方向別に分離することとしました。 以下の第一種の道路についても原則として、 他の特別の理由によりやむを得ない場合に ただし、三車線以下の第一種の道路は、 安全かつ円滑な交通を確保するため、三車線 車線の分離をしないことができます。 高架の道路等において、事故時の救 地形の状況そ トン 車. 当行い

なお、

第二種及び第三種第一級の道路は、

②付加追越車線 規定は設けていません。

第一種の道路で片側一車線の車道について

低い速度で走行している自動車を追越せな 走行車両全体の速度を低下させ、その

車線以上であることから、

やむを得ない場合の

けることとしました

(図 4)°

なお、付加追越車線の幅員は、それを設ける

があることから、

必要に応じ付加追越車線を設

結果、交通容量や安全性の低下をもたらす場合

いため、 は、

図 4 付加追越車線のイメ

10	十大市の幅	灵	
	区分	標準値	特例值(改正前)
第一種	第一級及び 第二級	4.5m	2m (3m)
275 1EE	第三級及び 第四級	3m	1.5m (第三級2.25m、 第四級1.75m)
第二種	第一級	2.25m	1.5m (規定なし)
970—1里	第二級	1.75m	1.25m (規定なし)
第三種		1.75m	lm (lm)
第	第四種		

一 — — 付加追越車線

表 6	1 2 1/10 2 1/14/2								
Ï	区分	標準値	特例值(改正前)						
第一種	第一級及び 第二級	4.5m	2m (3m)						
270 TEE	第三級及び 第四級	3m	1.5m (第三級2.25m、 第四級1.75m)						
第二種	第一級	2.25m	1.5m (規定なし)						
277—1E	第二級		1.25m (規定なし)						
第	三種	1.75m	lm (lm)						
第	四種	l m							

3 中央帯幅員の特例値の縮小

防護柵の安全性の性能向上、自動車の通行に必

車道と同じ設計速度であることから、当該車線 幅員と同じ値とすることとしました。

③左側路肩

第四級 としました 三級の道路については一・七五mまで、 車している大型車と他の大型車がすれ違うケー 量が少ない場合は、故障等により左側路肩に停 りやむを得ない箇所等であって、大型車の通行 幅である二・五m以上を確保するものとしまし 停車していることを想定した場合における必要 停車しても、他の自動車が安全かつ円滑に通行 スが少ないことを考慮し、第一種第二級及び第 た。また、地形の状況その他の特別の理由によ すことなく、路肩内で停車することが可能とな 量が多い場合には、大型車が本線車線にはみ出 できる幅員を確保するため、大型車が故障等で については、 るよう、左側路肩の幅員は、大型車の設計車両 なすれ違い幅員や車線幅員及び側方余裕を考慮 第一種の道路で片側一車線の車道の左側路肩 は二・〇mまで縮小することができること 適切な幅員を設定しました。大型車の交通 (第一種第三級に比べ車線幅員が狭いた 自動車が故障等により左側路肩に 第一種

> の幅員の特例値を縮小できることとしました(表 要な最低限の側方余裕幅に関する実験結果を踏ま 安全性の観点から、 最小限確保すべき中央帯

__ おわりに

<u>6</u>

御覧いただければ幸いです。 hyoshikitop. html) にて紹介しておりますので、 ームページ 改正及びローカルルールについては、 していくこととしています。今回の道路構造令の 施しており、ローカルルールに基づく整備を推進 路整備や地域高規格道路の構造要件の緩和等も実 道路構造の弾力的な運用として、一・五車線的道 和や地域の実情に応じた適切な構造とするため、 今回の道路構造令改正のほかに、道路規格の緩 (http://www.mlit.go.jp/road/sign/ 道路局のホ

(参考)

①一 · 五車線的道路整備

短期間で整備するため、二車線改良、一車線改良+待避所設 中山間地域等において、最低限必要な道路ネットワークを 視距確保等の組合せにより整備を行うものです。

②地域高規格道路の構造用件の緩和 ス速度を確保することが可能な場合は現道活用も可能として km /hとし、「自動車専用道路要件」を緩和し、所要のサービ 最低限必要なサービス速度を八○㎞/hからおおむね六○

向について

道路局総務課道路資金企画室

はじめに

の経緯・税源移譲の概観について紹介する。

市村道整備の補助金の見直しに伴い、国から地方である。以下に、道路特定財源制度の現状・改正である。以下に、道路特定財源の税源移譲を行うとしたところへ、道路特定財源の税源移譲を行うとしたところへ、道路特定財源の税源移譲を行うとしたところへ、道路特定財源の経緯・税源移譲の概観について紹介する。

道路特定財源制度の現状

課税を行い、その税収を道路整備の財源として活有といった自動車の利用に対する各段階に対して実に進めるため、燃料の消費・自動車の取得・保実の選略特定財源制度とは、道路整備を緊急かつ着

には次のような長所がある(図1)。いたものである。このような受益者負担の考え方行うという応益原則、受益者負担の考え方に基づり利益を受けるものから徴収した税で道路整備をある応能原則とは基本的に異なり、道路整備によ用する制度である。これは、一般的な租税原則で

む非除できる。公平性 利用者が便益に応じた費用を負担

② 安定性 景気対策や財政状況の影響を受け

充当されるという明快な制度であるため納税 合理性 利用者の負担がすべて道路整備に

3

者の理解を得られやすい。

)財源として地方道路譲与税、石油ガス譲与税、税、石油ガス税、自動車重量税の三税が、地方現在、道路特定財源には、国の税源として揮発

油

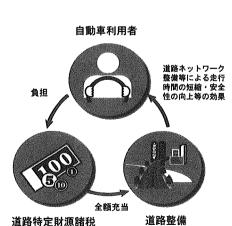


図 1 受益者負担の仕組み

表	, I	·		
	税目	道路整備充当分	税率	平成15年度税収 (億円)
国	揮発油税 昭和24年創設 昭和29年より特定 財源	全額	(暫定税率) 48.6 円/以 (本則税率) 24.3 円/以	28, 363 (28, 134)
	石油ガス税 昭和41年創設	収入額の 1/2 (1/2は石油ガス譲与税として地 方に譲与される。)	(本則税率) 17.5 円/kg	1 4 0 (1 4 0)
	自動車重量税 昭和46年創設	収入額の国分(2/3)の約 8 割 (77.5%) (収入額の 2/3は国の一般財源で あるが、税創設及び運用の経緯 から約 8 割(77.5%)相当額は 道路財源とされている。)	[例]自家用乗用 (暫定税率) 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	5,742
	計			34, 245 (34, 016)
地	地方道路譲与税 昭和30年創設	地方道路税の収入額の全額 (揮発油税と併課される) 58/100:都道府県及び指定市 42/100:市町村	(暫定税率) 5.2 円/以 (本則税率) 4.4 円/以	3, 013
	石油ガス譲与税 昭和41年創設	石油ガス税の収入額の 1/2 : 都道府県及び指定市	石油ガス税を参 照	1 4 0
	自動車重量譲与税 昭和46年創設	自動車重量税の収入額の 1/3 : 市町村	自動車重量税を 参照	3, 523
	軽油引取税 昭和31年創設	全額 : 都道府県及び指定市	(暫定税率) 32.1 円//派 (本則税率) 15.0 円//派	11,283
方	自動車取得税 昭和43年創設	全額 3/10:都道府県及び指定市 7/10:市町村	(暫定税率) 自家用は 取得価額の5% (本則税率) 取得価額の3%	4,548
	計			22, 507
合 計				56, 752 (56, 523)

注) 1. 税収は平成15年度当初予算及び平成15年度地方財政計画による。なお、 () 書きは、決 算調整額(税収の平成13年度決算額と平成13年度予算額との差:揮発油税及び石油ガス税に ついては2年後の道路整備費で調整することとされている。)を含んだ額である。

- 2. 自動車重量税の税収は、国分の約8割相当額である。
- 3. 暫定税率の適用期限は平成20年3月末(自動車重量税については平成20年4月末)。<平成 15年度税制改正>
- 4. 四捨五入の関係で、合計が一致しないところがある。
- 5. 地方公共団体の一般財源である自動車税の平成15年度税収は18,109億円、軽自動車税 の平成15年度税収は1,415億円。(いずれも平成15年度地方財政計画による。)

道路整備の着実な推進に必要不可欠 税収による道路特定財源 五年度予算) の総額 後、 我が国 「の復興が進み、

は約五兆七、 五税がある。 動車

000億円

(平成一

-重量譲与税、 その

> 軽 油引

取

自動車取得税

0)

なも

のになって

11 る

0

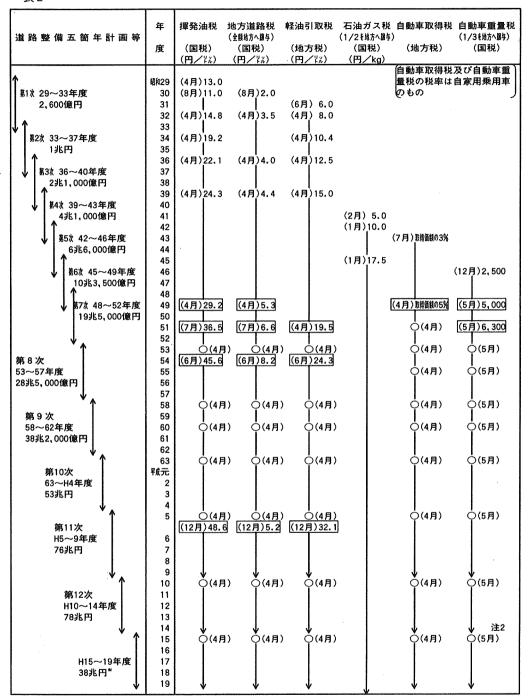
ており、

路特定財源制度の沿革

自動車が普及する

ための新たな制度の確立と、 につ 整備状況は劣悪であった。 道路予算はわずかのも れ、 のであり、 その財源を確保し のため、 道路整備 時 0 道

道路交通量が次第に増 加 してきた。 か



※地方単独事業を含まない額

⁽注)1. は租税特別措置法または地方税法附則による暫定税率、○は暫定税率の延長が行われた年である。

^{2.}自動車重量税の地方への譲与割合は、平成14年度まで1/4。

在に至っている。)。 ければならないという認識は高まっていた。このければならないという認識は高まっていた。このければならないという認識は高まっていた。このければならないという認識は高まっていた。このければならないという認識は高まっていた。このければならないという認識は高まっていた。このければならないという認識は高まっていた。このければならないという認識は高まっていた。このければならないという認識は高まっていた。このければならないという認識は高まっていた。このければならないという認識は高まっていた。このは費の特例に関する法律」(後述)に改正され、現等の特例に関する法律」(後述)に改正され、現等の特例に関する法律」(後述)に改正され、現等の特例に関する法律」(後述)に改正され、現

及び運用の経緯から道路整備費に充てることとさ いては国の財源のうち、 れる。)が設けられた。 1/3)が自動車重量譲与税として地方に譲与さ 特別会計に算入され、1/4 (平成一五年度より 方税)、更に昭和四六年には自動車重量税 譲与される。)、 入れられ、1/2は石油ガス譲与税として地方に 年には石油ガス税(1/2は国の特別会計に繰り 昭和三一年には軽油引取税 道路財源として譲与することとなった。その後、 譲与基準に基づき都道府県、指定市及び市町村に 発油税とあわせて徴収される地方道路税を一定の 昭和三〇年には地方道路譲与税が設けられ、 (平成一五年度より2/3)が国の財源として 昭和四三年には自動車取得税 なお、 約八割相当額が、 (地方税)、昭和四一 自動車重量税につ 税創設 3/ 地 揮

れている。

その後も、道路整備の必要性に鑑み、税率の引きの後も、道路整備の主な受益者である自動になっており、道路整備の主な受益者である自動になっており、道路整備の主な受益者である自動をなっており、道路整備の必要性に鑑み、税率の引きの後も、道路整備の必要性に鑑み、税率の引きの後も、道路整備の必要性に鑑み、税率の引きの後も、道路整備の必要性に鑑み、税率の引きの後も、道路整備の必要性に鑑み、税率の引きの後も、道路整備の必要性に鑑み、税率の引きの後も、道路整備の必要性に鑑み、税率の引きの後も、

る法律」について | 一 | 道路整備費の財源等の特例に関す

国土交通省においては、これまで各事業分野別に長期計画を策定していたが、省庁統合の実を最に長期計画を策定していたが、省庁統合の実を最に長期計画を策定していたが、省庁統合の実を最大限に発揮し、社会資本整備重点計画」を策定することとした。これにより、従前の「道路整備五箇年ととした。これにより、従前の「道路整備五箇年ととした。これにより、従前の「道路整備五箇年ととした。これにより、従前の「道路整備五箇年ととなった。このため、「道路整備緊急措置法」の名称を「道路整備重点計画」に統合されることとなった。このため、「道路整備緊急措置法」の名称を「道路整備重点計画」に統合されることとなった。とともに、平成一五年度以降の五箇年間も引き続め、道路整備五箇年計画に関する事業の量を閣議措置を講じることとし、当該措置を講じて当該期間に行うべき道路の整備に関する事業の量を閣議

で決定することとした。

路特定財源の活用を図ることとした。 低公害車の開発普及、燃料電池車の促進などに道 載器リース等を支援する制度の創設等を行うこと 環境分野や都市交通分野への活用として、 理解の得られる範囲で道路特定財源の使途の多様 に密接に関連する環境対策事業を含め、 としている。さらに既存の道路予算においても、 装置(DPF・酸化触媒)の導入支援、 地下鉄インフラ整備支援、ディーゼル微粒子除去 化を図ることとした。平成一五年度においては に、道路の新築、改築、 また、この改正においては、 維持、 修繕に関する事業 道路整備費の使途 ETC車 納税者の

四 平成一五年度税制改正について

ことが必要である、ことなどを理由に道路特定財 受益者である自動車利用者に相応の負担を求める 備計画に必要な財源を確保するためには引き続き ため、今後五ヵ年間の道路整備を重点的、計画的 率の適用期限を平成一四年度末に控え、 動車重量税、軽油引取税、自動車取得税の暫定税 に推進する必要がある、②今後五ヵ年間の道路整 能な経済社会の構築、安心できる暮らしの実現の 路特定財源諸税である揮発油税、 改正と並行して、平成一五年度税制改正では、 「道路整備費の財源等の特例に関する法律」 地方道路税、 ①持続可 道 自 0)

源諸税の暫定税率の延長の要望が行われた。

望が行われた。 望が行われた。 望が行われた。

議が行われた。 この税制改正要望に対し、さまざまな議論・審

政府税制調査会では、「平成一五年度における政府税制調査会では、「平成一五年度における」のはて一」において、揮発油税等の道路特定財源等について、一般財源化を含め、その見直しを行うべきであるが、暫定税率については自動車の社会的コストや環境の保全を考慮し、現行の水準を終わった。

化を検討する」との方針が打ち出された。を得つつ、環境や都市交通への活用等使途の多様では、受益と負担の観点から納税者の理解・納得算の基本答申」において、「道路特定財源についまた、経済財政諮問会議では「平成一五年度予また、経済財政諮問会議では「平成一五年度予

制改正大綱において、国税について党、公明党、保守党(当時))の平成一五年度税党、公明党、保守党(当時))の平成一五年度税

① 揮発油税及び地方道路税の税率の特例措置

(暫定税率)の適用期限を五年延長する。

を五年延長する。② 自動車重量税の税率の特例措置の適用期限

とされ、地方税についても、

- ① 自動車重量譲与税の譲与割合を三分の一
- の適用期限を五年延長する。 自動車取得税の税率及び免税点の特例措置
- を五年延長する。 び営業用のバス、トラックに係る交付金措置 軽油引取税の税率の特例措置の適用期限及

ことを原則とする。」とされた。
ことを原則とする。」とされた。さらに、「揮発油を五年延長することとされた。さらに、「揮発油の原則により、自動車利用者等に負担を求めているものである。したがって納税者である自動車利用者等の理解・納得を得るべく道路整備に充てるとを原則とする。」とされた。

ることとなった。

ることとなった。

のこととなった。

のこととなった。

のこととなった。

のこととなった。

のこととなった。

のこととなった。

のこととなった。

のこととなった。

のこととなった。

五 地方への税源移譲について

日本道路公団等の道路関係四公団の民営化に伴い、新会社による整備を補完する措置として、必い、新会社による整備を補完する措置として、必い、新会社による整備を補完する措置として、必以することが決定された。また、市町村道補助の、採択基準の引き上げによる補助削減により、地方の負担が増加することとなった。これらに伴い、新たに必要となる地方負担を考慮して、国から地新たに必要となる地方負担を考慮して、国から地新たに必要となる地方負担を考慮して、国から地が、新会社による。

① 自動車重量譲与税の譲与割合を従前の1/地方への税源移譲の内容は以下の通りである。

4から引き上げ、

1/3とした (図2)。

から58/10に増加させた(図3)。 分割合を見直し、都道府県分を従前の43/10② 地方道路譲与税の都道府県、市町村間の配

八〇億円となる。 少となる。 加 都道府県の地方道路譲与税は約四五○億円の増 ース、以下同じ)の増加となる。他方、②により、 譲与税は約九三〇億円(平成一五年度当初予算べ 与税であるため、 自動車重量譲与税は市町村にのみ譲与される譲 都道府県では約四五〇億円、 市町村の地方道路譲与税は約四五〇億円の減 1 ②より、 ①により、 結果として、税源移譲額 市町村の自動車重量 市町村では約四

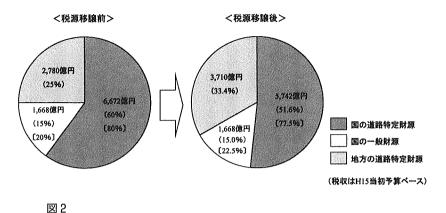
部への

配

分が増加するように、

方道路譲与税

自動車重量譲与税の譲与割合を3分の1に引上げ(改正前4分の1)



地方道路税 交付税及び譲与税配付金特別会計 地方道路讓与税(H15地財計画:3,013億円) 58/100 42/100 都道府県及び政令市 市町村 1/2は各県の道路延長により按分 1/2は各市の道路延長により按分 ※(人口/延長)の値が大きい県には配分が多 ※幅員の狭い道路、木橋を多く有する市には配 なるように補正(地方道路譲与税法施行規則 分が多くなるように補正 第3条2項) ※ (人口/延長) の値が大きい市には配分が多 →都市部に対する傾斜配分 くなるように補正 を緩和(地方部への配分増) 1/2は各県の道路面積により按分 1/2は各市の道路面積により按分 ※橋梁を多く有する県には配分が多くなるよう ※幅員の広い道路、橋梁を多く有する市には配 に補正 分が多くなるように補正 ※(人口/面稿)の値が大きい県には配分が多 ※ (人口/面積) の値が大きい市には配分が多 くなるように補正 くなるように補正 道路に関する費用に充てなければならない

図3

地方道路整備臨時交付金の運用改善について

(地方の裁量の大幅拡大)

道路局地方道・環境課

は、地方分権推進計画を踏まえ、「国が箇所付

用改善の経緯 一地方道路整備臨時交付金の概要と運

地方道路整備臨時交付金の概要

発油税収の四分の一相当額を財源とし、地域の課う。)は、昭和六〇年度に創設されたもので、揮地方道路整備臨時交付金(以下「交付金」とい

交付金を交付するものです(平成一五年度の国費る道路整備など)に基づき、地方公共団体ごとにの移転にともなう道路整備、市町村合併を支援す題に対応した広域的な計画(地域の高度医療施設

必要のある複数の事業を対象に、パッケージで支のうち、一定の地域において、一体的に行われる都道府県道または市町村道の改築及び修繕事業

は七、〇三三億円)。

ところです。ところです。ところです。ところです。ところです。ところです。地方公共団体からは使い勝手の良い制度であり、平成一五年度から五年間の延長が認められたり、平成一五年度から五年間の延長が認められたり、平成一五年度から五年間の延長が認められたり、平成一五年度から五年間の延長が認められたり、平成一五年度から五年間の延長が認められたり、平成一五年度が認めている。

2 これまでの運用改善の経緯

施してきました。さらに高めるため、以下の運用改善を積極的に実交付金については、これまでも地方の自主性を

(1) 「第二次地方分権推進計画 (平成一一年三月)」

平成一一年三月の第二次地方分権推進計画で

交付金について、運用の実態把握に努めるととを体の緊急性等の判断に限定すること、軽微な変更の範囲を拡大することとされました。これ変更の範囲を拡大することとされました。これ変更の範囲を拡大することとされました。これで受けて、運用の改善を受けて、運用の改善を平成一二年度までに実施しています(参考1)。

「事務・事業のあり方に関する意見(平成一四年一〇月三〇日)」及び「国と地方にかかる経済財政運営と構造改革に関する意見(平成一四年一日月二四日)」における指摘と運用改善地方分権改革推進会議の「事務・事業のあり方に関する意見」等では、「地方道路整備臨時方に関する意見」等では、「地方道路整備臨時方に関する意見」等では、「地方道路整備臨時方に関する意見」等では、「地方道路整備臨時方に関する意見」等では、「地方道路整備臨時方に関する意見」等では、「地方道路整備に関する意見」を表示していて、運用の実態把握に努めるとと

とされました。これを受けて、交付申請の不要もに、その結果に基づき、所要の改善に努める。

月に実施しています (参考2)。となる範囲の拡大等の運用改善を平成一五年

劜

一 今回の運用改善について

指摘事項

と記述されたところです。 成 共団体がより主体的に事業が実施できるよう、 3」という。) る基本方針2003」 (要素事業) 業費の総額について適用 六月二七日に 「地方道路整備臨時交付金については、 五年度より国費と地方費の割合を個別事業 ごとに固定せず、 が閣議決定されましたが、 - 経済財政運営と構造改革に関す (以 下 する取扱いとする。 「骨太の方針20 都道府県内の個別 地方公 0) 豇 中

運用改善の内容

2

既に七月一日付けで通知を発出しています。通省では、次のような運用改善を行うこととし、この骨太の方針2003の決定を受け、国土交

選用改善により、地方公共団体が地域の実情や事業展開

に応じて、より機動的かつ柔軟に事業を実施できる

55%

55%

55%

費の総額について国費と地方費の割合を一定と率(国費五・五対地方費の、都道府県内の個別事業はの実情や事業展開に応じてより機動的かつ柔軟た。今後は、この運用を改め、地方公共団体が地た。今後は、この運用を改め、地方公共団体が地た。「国費五・五対地方費四・五」で事業費に対し率(国費五・五対地方費四・五)で事業費に対し

地し、

従前 A県の事象

今後 A県の事業 B町の事業 C市の事業

B町の事業

の市の麻魚

D市の事業

E村の容撃

り市の高線

E村の事業

図2

■都進府県内の個別事業の総額について国費の割合を5.5/10とする。 病院へのアクセスを 改善する道路整備 現光施設へのアクセス を改善する道路整備 のアクセス を改善する道路整備 現光施設 のアクセス を改善する道路整備

図1

国 国費 国 地方費

45%

てしたところです。 方費の割合を固定しないことができる運用に改、個別の事業ごと、地方公共団体ごとの国費と

<u>2</u>

方公共団体ごとに定めることとなります

(図 1 合は、

関係地方公共団体が協議

毎年

度、

地

この場合、地方公共団体ごとの国費と地方費の

善

活用例) 地方負担の平準化 從前 今後 事業のピークに応じて、地方公共団体の 事業のピークにおける国費の割合を変動 財政負担にもピークが生じる。 させることにより、地方負担の平準化を図る 国 **100** 地方費 地方費 55 55 55 55 55 45 45 45 45 45 45 年度 年度 運用改善を実施することにより、財政規模の小さい地方公共団体において、多大な財政負担が集中する大規模な事業を実施す る際に、その地方負担を平準化することができる。

図3

回の運用改善によっ

て、 国

地方公共団

互.

協議

したうえで、

自由

12

『費と地

方費

の割合を 体相

個

莂

0

財

政

事 決 7

情を勘案した国

費

配

例 いえば、

完成 ۲Ų

> による â

周辺 分が

地 可

方公共団 能となります

体

0

ることができるようになるため、

深が大き

方で、

当該地方公共団体に多大な

政

負担を強

17

、る大規模な事業

(トンネル、

橋梁

ことができます

(図 3

参考]

■「第二次地方分権推進計画」における指摘と運用改善

地方道路整備臨時交付金の運用改善

第二次地方分権推進計画 (H11.3) における指摘

地方道路整備臨時交付金の運用改善

地方道路整備臨時交付金については、地方分権推進計画を踏まえ、「国が箇所付けをしない」 ことを基本とし、次のとおり、運用の改善を図る。

- ア 法の趣旨に従い、地方公共団体が自主的に策定する整備計画に基づいて交付する。 国の関与は計画全体の緊急性等の判断に限定する。
- 交付決定後の個別箇所間の流用は、整備計画の範囲内であれば、申請どおり認める(地 方道路整備臨時交付金の趣旨を踏まえ、変更手続が極力不要となるよう、「軽微な変更」 の節囲を拡大する。)
- ア 計画に係る提出書籍の大幅な削減 【平成11年度措置済み】 個別事業(要素事業)ごとにその詳細を示す図面(平面図、標準横断面図、橋体一般図、下 部一般図)等の提出を不要とした。
- 変更手続が極力不要となるよう「軽微な変更(変更手続不要)」の範囲を拡大

【平成12年度措置済み】

個別事業(要素事業)ごとの事業費の流用が3割を越えるものは変更手続の対象だったも のを、変更手続の対象外とした。

参考 2

■「事務・事業のあり方に関する意見(平成14年10月30日)」及び「国と 地方にかかる経済財政運営と構造改革に関する基本方針(平成14年12 月24日)」における指摘と運用改善

地方道路整備臨時交付金の運用改善(H15年度)

1. 地方分権改革推進会議「事務・事業のあり方に関する意見」(H14.10.30報告)における指摘

「地方道路整備臨時交付金について、運用の実態把握に努めるとともに、その結果に基づ き、所要の改善に努める。」



2. 臨時交付金の運用改善

運用の実態把握を行い、事務の簡素化や事業の重点化に係る次のような運用改善を実施した。

①5年間の整備方針を策定した場合には、毎年度の図面提出の省略等を行うこととした。 ②変更申請が不要となる範囲の拡大(個別事業の費目間(本工事費、用地補債費等)の流用については、すべて変更申 請を不要とした)。

			H	R	<u>63</u>	3				完了
要事業	本工事費	附格 II 李貴	削量 及び 以験費	用地費 及び 格餌費	機械 器川費	食料貨	\$1	李務費	事業費	完了 予定 年月
00#	216,500 236,500	000	20,000 0	50,000 50,000	0	0	286,500 286,500	13,500 13,500	300,000 300,000	H14.3.31

波及 ピ す 関係地方公共団体と調整 分 ることが O 0 1 の ク 割 確 ような事業は、 が生じることがあり、 合を 保が 調節 可 課題となることが 能となり、 することで、 事業展開によっ が上、 安定的に事業を執行する そ 地 あ 年度ごとに のときの 方の負担 ŋ うます。 て事業費に 地 を そこで 方負担 亚 国 費投 準 化

ようお願い

します

て 拡

は

を実施する例を考えてくださ

4 運

大するもの 積極的 回 0 運 |用改善は地方公共団 今回 です。 0 各地方公共団体におか 運 用改善を活用して 体 \ddot{o} 裁 量を 14 ただだく 大幅 n ま

用改善の積極的活用

当行み 2002 0

六年度道路関係重点施策について

道路局総務課

はじめに

るとともに、必要な箇所に若干の解説を加えたい。 主な道路局の施策を柱立てごとにピックアップす 別紙から構成されている。ここでは、本体を中心に と、それらの施策のいくつかをより詳しく記した つの柱立てのもと、施策を網羅的に編集した本体 www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/01/010801_.html)。 < ンチ絵形式で、去る八月一日に公表された (http:// 施策を、従前の文書形式によるものではなく、 今年度の重点施策は、当面する課題に対応する ・ ボ

系への転換 国民と向き合った成果重視の施策体

官から民など効率性の重視

効率性の重視(既存ストック等の有効活用、 時

政マネジメントへの転換 国民が納得できる成果重視の考え方に立った行

●PLAN・DO・SEEサイクルの確立 道路行政) 例

《解説》 路行政マネジメントを導入する。 に実質的な裁量権を付与する「成果主義」 を構築し、成果を厳格に評価する替わりに現場 価結果を反映する「マネジメント・サイクル」 毎年度、数値目標を設定し、 事後の評 の道

算制度や運用に成果をリンクする。(図1) 績計画書)ところだが、来年度においては、 今年度は、道路行政の数値目標を示した (業 予

「成果買取型予算」の導入 1 (要求段階から成果目標を提示) H16以降

②「道路種別予算」から 「業績予算」への転換 (イメージ)

- 般国道直轄改修費
- 般国道改修費補助 地方道改修費補助

交通円滑化対策道路事業費

地域連携支援道路事業費

沿道環境改善事業費

交通安全施設等整備事業費

図1

●路上工事の総量抑制等 削減 (平成一九年度) 路上工事時間を一 割

《解説》 部評価型の施策に転換し、更なる縮減に取組む。 者間における内部調整型の施策により路上工事 占用企業者によるものである。これまでは関係 五%が工事渋滞であり、 ○占用企業者に縮減のインセンティブの働く施 縮減を図ってきたが、今後は利用者による外 東京二三区の 夜間渋滞のうち、 全工事件数の約八割が 約

①企業名と工事理由が分かる工事看板の設置 ③工事渋滞軽減度に応じたインセンティブ ②企業者別の工事渋滞の縮減貢献度の公表

チャージの検討

○道路管理者自らの縮減強化

②渋滞コスト最小の者が受注できる落札方式 ①年度末の使い切り型予算制度の見直し

○利用者への情報提供と監視強化

の促進

①リアルタイム路上工事情報提供システムの

②道路利用者の路上工事監視による工事実施 方法の改善

○更なる縮減のためのマネジメント強化

②掘り返し規制エリアの明示

①工事時間の総量抑制

③交通工学の専門家を取り入れた工事計画 実施方法のマネジメント

●アセットマネジメントシステムの本格導入 *直轄国道の橋梁について長期的なトータルコ ストー /3縮減

《解説》 限が発生する恐れがある。 え、高齢化した橋梁について通行規制、 に建設された橋梁が二〇年後には更新時期を迎 ステムを構築する。 スト縮減を図るための総合的なマネジメントシ の平準化、 全橋梁数の約四割を占める高度成長期 維持管理から更新までのトータ そのため、 更新 重量制 詩期 ĺν

○道路構造物のトータル資産管理システムを構

投資計画を策定 道路構造物の健全度の推移をマクロ分析し

○アセットマネジメントシステムを支援する技 全国同一レベルで道路構造物の点検結果を データベース化

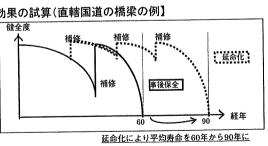
術開発や体制の整備 損傷原因別の理論的な健全度評価 劣化予

管理・ 支援体制の整備

測手法等の開発

図2

【効果の試算(直轄国道の橋梁の例】



延命化を行った場合、事後保全に比べ長期的

		延命化後	事後保全
棉	喬梁数	15,	880
トータ	1ルコスト	約 5.5兆円	約 8.6兆円
	補修費	約 1. 7 兆円	約 1. 1 兆円
	架替費	約 3. 8 兆円	約 7. 5 兆円

※直轄国道(内地)※コスト評価期間60年

図2

●渋滞問題などに対応した弾力的な有料道路料金

る通勤時間帯の料金を半額割引のお海東北自動車道(新潟県)におけ

道の渋滞長五○%減→有料道路の交通量二倍、並行する一般国

じた社会実験を実施する。 需要調整(混雑時間外割引等)などテーマに応需要調整(混雑時間外割引等)などテーマに応《解説》 償還主義のもと、渋滞対策、環境対策、

●出口ETCの整備による利用距離に応じた料金

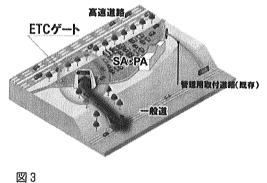
●スマートインターチェンジ (ETC専用-C)

(現状は通過市町村の約四割に−Cなし) →追加−Cの整備による高速道路の有効活用

の実施(平成一六年度)

《解説》 高速道路は平均IC間隔が一〇㎞(欧

可能なスマートICを活用する。来年度は、一実・経済の活性化のため、建設・管理費を節減の約四割にICがない。交通混雑の改善、救急の指国(無料)四~五㎞)と長く、通過市町村米諸国(無料)四~五㎞)と長く、通過市町村



(図3) 施し、整備・運営上の問題点等を把握する。 の(ETC専用IC)を設置する社会実験を実 般道との連絡路のあるSA・PAでスマートI

特殊法人改革

道路等の整備・管理の効率性向上等→高速

主体性・裁量性の向上国から地方へ~個性ある「地域」の発展、地方の

補助金の見直し

●数値化した目標の達成度により事業の評価を客

ローカルルールの推進

乗用車専用道路の導入

二 国際競争力の向上等に向けた取組み

激化課題①:グローバル化の進展等に伴う国際競争の

●都市の国際競争力向上のため、首都圏三環状道路体

◎三大都市圏環状道路の整備

区間) ○概ね一○年以内に首都圏三環状違の三号以北の概ね一○年以内に首都圏三環状道路で重点リ

環境重視施策の推進

快適な生活環境の実現

○大気汚染対策

○環境ロードプライシング等のTDM施策に

自然環境の保全・再生

○透水性・土系舗装等の開発・導入促進

M 観光立国の実現と美しい国づくり

外国人にも分かる路線番号等による道路案内標

(図 4

日本は地名表示が主体(外国は路線番号

(路線

主体)

で分かり難いとの意見があるため、

◎訪日外国人旅行者の倍増

◇外国人が一人歩きできる環境整備 ○外国人旅行者にも分かりやすい案内標識等 の整備

《解説 四月) るように改善すべきである」と指摘されるなど、 に 「観光立国懇談会報告書」 「道路標識も初めて来る人にでも分か

(平成一五年 ◎魅力ある観光交流空間づくり 識 観光用案内標識を整備する。 くり

◇「一地域一観光」の推進 ○歩道のバリアフリー化等歩いて楽しい道づ

○サイクリングロードと観光資源等との連携 アーの普及促進 により、地域の魅力を堪能するサイクルツ

◎美しい国づくり

路線番号を用いた標識

ちヶ谷 Ichigaya 市ヶ

20 (明治通り)

池袋 Ikebukuro

渋谷 Shibuya

○緑に関する法制度の充実と、 の推進 「緑の回廊構

○関係者と連携して一定の地区内の主な道路 で五年目途に電線類地中化

《解説》 実施する。 画 幹線道路は特に遅れがちである。そのため、 に比べ大きく立ち遅れ、生活空間を構成する非 新たに非幹線道路の無電柱化も実施することと それを推進するため、来年度は次の施策を 五年度に策定する新たな「電線類地中化計 (平成一六~平成二〇年目途) においては 日本の電線類地中化は一・ 五%と欧米

図 4

歩行者用の地図標識

(1)

○地方公共団体への支援

軒下配線等の地中化以外の無電柱化手法へ の支援

助対象に追加 土地区画整理事業において非幹線道路を補

○電線管理者への支援

技術開発 への支援 (トランスのコンパクト化等) 等

また、地中化コスト縮減の取組みとして次の施

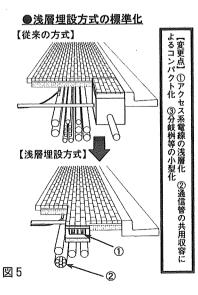
策を実施する。

○新たな地中化コスト縮減への取組

都市部のバイパス事業、 フリー化事業等に併せて、 街路事業、 電線共同溝等を バリア

原則同時施工

浅層埋設方式の標準化 て、 約二割のコスト縮減) (従来方式と比較し (図 5



首行ヤ 2003.8

11

五 危機管理・安全保障対策

安心でくらしやすい社会の実現

課題②:交通事故死者数のより一層の減少など総 合的な交通安全に関する取組み

総合的な交通安全対策

◎道路交通安全対策

○事故発生割合の高い地区において「あんし ん歩行エリア」 の整備

○歩行者・自転車を優先する「くらしのみち ゾーン」に対する支援の充実

五年以内の実現を目指し意欲の高い地区 を交通安全事業統合補助の優先採択等に

より支援

《解説》 そのため次の支援も実施する。 無電柱化等により快適な生活空間を実現する。 割が自宅から五〇〇m以内で起きていることか 線道路の三倍以上で、 生活道路から通過交通を徹底的に排除し、 生活道路の歩行者・自転車事故率は幹 歩行中の死亡事故の約六

くらしのみちアドバイザイーの派遣

創設 くらしのみちゾーン実験設備レンタル制度の

駐車場 デバートの駐車場

> マンションの駐車り 入退ID

図6

契約した駐車場やマンションの駐車場の出入りがソンストップに。車 を降りて機械を操作したり、窓を開けてカードをかざしたりといった面 倒がなくなります。

くらしのみちゾーン連絡会議の設置

課題③:高齢化社会に対応したまちづくり 高齢社会への対応

◎バリアフリー化の加速

○評価・診断等と基本構想の策定の促進によ り、バリアフリー化の目標達成に向けた取

組みを加速

バリアフリー指標の公表

○事業連携等により重点目標を効果的 的に実施し、面的なバリアフリー環境を整 · 効率

t 基盤強化 需要の拡大等経済の活性化、 地域の

構造改革特区 雇用対策 新産業創出

ETC技術を活用した情報関連サービス(スマ

【五三〇万人雇用創出プログラムの推進

《解説》 関する研究開発を推進する。 料金所以外での料金決済、 (スマー ビスを一つの共通無線器で効率よく提供する -トコミュニケーション) ETCの無線通信技術を活用した多様なサ トコミュニケーション) ETC、カーナビ等の普及を踏まえ、 駐車上での車両管理 回 6 ための技術に

料金支払い

有料道路の料金所はもちろん、駐 車場やガソリンスタンド等での支払 かがっしるじ

情報取得 走行中でも、休憩所でも、最新の道 皆情報がわかるので、安全で安心 な運転が可能に。 併せて観光情 報や目的地の駐車情報なども。 DSRCE SA/PA・道の駅 ダウンロ-ーナビ地図をダウン -ドして最新データに -ジョンアップ。このほ 映像、音楽なども。 ガソリンスタン 自動車販売店

美しい国づくり政策大綱」について

道路局地方道・環境課道路環境調査室

「美しい国づくり政策大綱」の策定

平成一五年七月一一日、国土交通省は、美しい国づくりのための基本的考え方と国土交通省のとるべき具体的な施策について記した「美しい国づくり政策大綱」を発表した。戦後、国土づくり、さの配慮を欠いた雑然とした景観、無個性・画ーさの配慮を欠いた雑然とした景観、無個性・画ーさの配慮を欠いた雑然とした景観、無個性・画ーさの配慮を欠いた雑然とした景観、無個性・画ーさの配慮を欠いた雑然とした景観、無個性・画ーさの配慮を欠いた雑然とした景観、無個性・画ーさの配慮を欠いた雑然とした景観、無個性・画ーさの配慮を欠いた雑然とした景観、無個性・画ーさの配慮を欠いた雑然とした景観、無個性・画ーさの配慮を欠いた雑然とした景観、無個性・画ーさの配慮を欠いた。 まちづくりといった、我が国の社会資本整備において経済性や効率性、機能性を重視したため美しい国づきの配慮を欠いた雑然とした景観、無個性・画ーさの配慮を表しい国立を選出、美しい国づくりのための基本的考え方と国土交通省は、美しい国がよりのための基本的考え方と国土交通省は、美しい国が表表した。

に「美し国づくり委員会」を設け、我が国の「景この大綱は、平成一五年一月より国土交通省内

ための施策展開」について紹介する。
について記述されている「Ⅲ、美しい国づくりのについて記述されている「Ⅲ、美しい国づくりのについて記述されている「Ⅲ、美しい国づくりについて一関」という観点から美しい国づくりについて一

大綱の構成

- Ⅰ 現状に対する認識
- Ⅱ 美しい国づくりのための取り組みの基本的
- 美しい国づくりのための施策展開

考え方

美しい国づくりのための施策展開

国土交通省では、美しい国づくりに向け、実行

目がアクションプログラム)。
■が付してある項のアクションプログラムを、重点的な取組みとしのアクションプログラムを、重点的な取組みとしのアクションプログラムを、重点的な取組みとしいな数値目標等で示している(■が付してある項的な数値目標等で示している(■が付してある項的な数値目標等で示している(■が付してある項的な数値目標等で示している(■が付してある項的な数値目標等で示している(■が付してある項的な数値目標等で示している(■が付してある項目がアクションプログラム)。

)事業における景観形成の原則化

じる。

「関として実施すべき要素とするための措置を講開発や現場での試行を経て可能となったものは、開発や現場での試行を経て可能となったものは、開発が現場での試行を経て可能となったものは、

要素を明確に位置付けることや特別なモデル事業具体的には、技術基準や事業採択基準で景観の

でのみ認められていたグレードアップを一般の事 業で実施可能とすることを進めていく。

○雨天時に下水中のごみ等が河川や海等へ流出 水道を改善 しないよう貯留施設の整備等により合流式下 【平成一六年度に制度化】

○道路防護柵の景観への配慮を原則化

○道路標識柱について景観に配慮した色彩を採 【ガイドラインを平成一五年度に作成】

用

【平成一六年度に対応】

○土地区画整理事業でモデル的に認められてい

た高い質の公共施設に対する補助を一般化

【平成一五年度に対応】

原則化とあわせ、 以下のような重点的な取組み

■都市の顔となるような地区、国立公園等自然 車用)を三一箇所で整備する。 のとするとともに、木製防護柵(歩行者自転 区において、道路防護柵を景観に配慮したも 伝統的な景観が保存されている地区計一七地 景観に配慮する必要がある地区及び歴史的

【平成一五年度中に実施】

■三六箇所以上の灯台への配電線を撤去する。 【平成一九年度までに実施】

2 価) システムの確立 公共事業における景観アセスメント(景観評

仕組みを確立する。【平成一五年度に評価システ 見を聴取しつつ、評価を行い、事業案に反映する 観を評価の項目として織り込むことなどにより、 といった事業の各段階において、既存の制度に景 ム検討、平成一六年度に試行的に導入】 事業実施により形成される景観に対し、多様な意 画段階、設計段階など事業の実施前や事業完了後 事業の実施主体が、必要に応じて構想段階、 計

○事前評価

見を聴取し、事業案に反映 事業の実施主体は、既存の制度と整合を図り つつ、必要に応じて、有識者や住民等から意

○事後評価

理し、今後の景観検討や評価に活用 事後評価結果については、データベースに整 前評価結果と比較し、必要に応じ、有識者や 事業の実施主体は、完成後の状況について事 住民等の意見を聴取して、事後評価を実施

3 分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等

ものとして、基本的 的事項、意匠・色彩の計画や施工方法など地域特 考え方など地域を問わず全国的に適用すべき基本 事業担当各職員が事業執行の各段階で活用する 視点や検討方法、手続きの

> 性に応じて適用する参考的事項を明解にかつ可能 に策定する。 な限り網羅的に整理したガイドラインを分野ごと また、高い煙突類の昼間障害標識(赤白交互の 【平成一六年度までに策定】

塗色) について、景観にも配慮した基準改正を行う。 やビル群等の航空障害灯の設置に係る規制

【平成一五年度に対応】

4 景観に関する基本法制の制定

民等の責務・役割等に関する規定 本法制の確立を目指すとともに、関連する諸制度 かつ体系的に推進するため、以下の事項を含む基 の充実・強化を図る。 景観に関する基本理念、国、地方公共団体、 良好な景観の保全・形成への取り組みを総合的 【平成一六年度目標】 玉

○市町村単位で良好な景観の形成・保全を図る ための総合的な計画

○総合的な計画に基づき、 行為規制を行う仕組み 幅広く景観に関する

○ その他必要な措置

(5) 緑地保全、緑化推進策の充実

保全法を統合する。 を一体的に推進するため、 都市公園の整備、都市空間の緑化、 都市公園法、 緑地の保全 都市緑地

両法の統合に際しては、

新たに、

以下の措置を

47

大規模建築敷地における緑化面積の割合に関○民有緑地の保全・緑化のための制度として、中心に制度の充実を図る。【平成一六年度目標】

≪能を付与るよう、NPO等に対し公園管理者と同等のるよう、NPO等に対し公園管理者と同等の

する規制を本格的導入

の建造物に対しては大幅緩和図るため、公園内の建ぺい率制限などを歴史図るため、公園内の建ぺい率制限などを歴史

な取組みを行う。 また、所管事業において、以下のような重点的

国土交通省所管の中央官庁庁舎の屋上緑化整

■緑陰道路計画を策定し、街路樹を剪定しない緑地区について、沿道住民等と協力しながら緑緑陰道路プロジェクトとして指定された二五備を完了する。 【平成一五年度中に完了】

陰道路の管理に取り組む。

【平成一五年度より実施】 ■都市における既存緑地の保全と併せて、公園、 「川、道路等が一体的に事業を推進すること でより、都市近郊の大規模な森の創出、緑の 情格軸の形成、都市内の水と緑のネットワー はより、都市近郊の大規模な森の創出、緑の 「平成一五年度より実施】

⑥ 水辺・海辺空間の保全・再生・創出

するため、港湾計画など法制度等の充実を図る。取組みを推進する。【平成一五年度より順次実施】取組みを推進する。【平成一五年度より順次実施】以下の視点から、関係事業の連携の下で総合的な以下の視点がら、関係事業の

○豊かな水量の確保や消波ブロック・放置艇等

○親水・交流拠点の整備等による新たな水辺・

○住民、NPO等の参画の推進

今後、逐次対象海岸を拡大する。

再生する。 【平成一九年度までに実施】■美しい海辺空間を創出する一六箇所の干潟を【平成一九年度までに実施】

⑦ 屋外広告物制度の充実等

保などの観点から、制度の充実を図る。町村の役割の強化、屋外広告業の適正な運営の確観・田園景観の保全、屋外広告物制度の実効性の観・田園景観の保全、屋外広告物制度の実効性のと、屋外広告物について、良質で地域の景観に調和

【平成一六年度目標】

の区域も含むよう拡大外広告物法の許可対象となる区域を中小町村の良好な自然景観や田園景観の保全のため、屋

○美観地区、風致地区等の都市計画制度上特に却できる制度に関する手続きの整備却できる制度に関する手続きの整備

事業者に対する措置の強化及び屋外広告に関○屋外広告業の適正な運営を図るため、悪質な広告物規制に関する市町村の役割の強化良好な景観を保全すべき地区を対象とし屋外

的な取組みを行う。 また、制度の充実とあわせ、以下のような重点

する技術者の育成

実施する地区を選定し、当該地区では、地元広告物など景観阻害要因の除却等を重点的にど景観上重要な一定の地区を対象に違反屋外と景観上重要な一定の地区を対象に違反屋外において、地域景観の点検結

を積み上げ】【平成一五年度から開始し順次実施済み地区反屋外広告物、不法占用物等を集中整理する。

観形成への理解を求める。

『で屋外広告物制度等の趣旨徹底や良好な景業に対し、所管省庁と協力し経済団体等を通業の対して全国的な事業所展開を行っている企

⑧ 電線類地中化の推進

まちなかの幹線道路に加え、非幹線道路や歴史的景観地区等においても電線類地中化の一層の物率的な推進を図るため、関係行政機関及び関係事業者と調整を図りながら、以下の事項について事業と調整を図りながら、以下の事項について地中化計画」を策定して、電線類地中化の円滑かつ地中化計画」を策定して、電線類地中化の円滑かつ地中化計画」を策定して、電線類地中化の円滑かつ地中化計画」を策定して、電線類地中化の円滑かつ

□のための地方公共団体等への支援制度、費進のための地方公共団体等への支援制度、費をな整備手法、区画道路等における地中化推

○今後実施される都市部のバイパス事業、街路の地区における原則地中化

特に以下のような重点的な取り組みを行う。事業等における電線共同溝等の原則同時施工(一今後実施される都市部のバイバス事業、街路

■東京都区部及び大阪市などにおいて実施とある。

【平成一六年度より実施】

共団体・関係事業者が連携して原則地中化する街路事業については、道路管理者・地方公

地中化する。 【平成一六年度より実施】 地方公共団体・関係事業者が連携して、電線地方公共団体・関係事業者が連携して、電線にと、地区内の主な道路について、五年目途にし、地区内の主な道路に対して、電線

的枠組みの検討 ⑨ 地域住民、NPOによる公共施設管理の制度

組みを実施

る。 【平成一六年度より順次実施】参画し、景観の保全、改善を図るため、NPO等参画し、景観の保全、改善を図るため、NPO等

⑩ 多様な担い手の育成と参画推進

美しい国づくりの主体となる地域住民やNPO、行政機関職員、専門家等の意識や技術を高め、活動しやすさを確保できるよう、以下のような多面的な方策を講じる。【平成一五年度より順次実施】

○NPO等に対し、育成支援や活動の高度化を促進を行うことにより、その活動の高度化を促進を行うことにより、その活動の高度化を促進る。

・ネットワーク化推進

組みを整備たる様々な段階で住民が参画できるような仕でる様々な段階で住民が参画できるような仕ではな公共施設等の計画づくりから管理にい

関する研修や学習を推進住民、行政機関職員、技術者のための景観に住民、行政機関職員、技術者のための景観に

○良好な事例の選定や表彰制度等を構築し、こ

の形成に向け、景観の改善を試行的に行う取○地域において住民と協働して行う良好な景観

進 市場機能の活用による良質な住宅等の整備促

合的な取組みを推進する。いて適正に評価されるよう、以下の視点から、総耐久性等の高い良質な物件が、不動産市場にお

○中古住宅性能表示制度とそれに係る紛争処理【平成一五年度より順次実施】

○成約価格も含めた土地取引関連情報の整備・の普及促進

命木造住宅等の開発・普及等、耐久性の高い○SI(スケルトン・インフィル)住宅や長寿○美観等の住環境水準に係る指標の整備

良質な新築住宅に係る取組み

○消費者向け事業者情報提供などによるリフォ

ム市場の活性化

12 地域景観の点検促進

とともに、保全すべき優れた景観資源は「保全す 民グループが各地域において景観の点検を行う取 結果を活用する。 民等とのコンセンサスのもとでその改善に努める 害要因については関係する施設の管理者と地域住 り組みを促進し、点検の結果、指摘された景観阻 べき景観資源データベース」に登録するなど点検 地方公共団体、NPO、まちづくり団体等の市

サス形成運動を地方 支援する。 このような良好な景観形成に向けてのコンセン 整備局等において積極的に

【平成一五年度に試行開始、 一六年度支援拡充】

(13) 保全すべき景観資源データベースの構築

業の景観評価システムの評価要素や観光資源情報 体の土地利用計画策定、公共事業や民間開発事業 として活用する。【平成一五年度に公開、順次拡充 登録されたデータベースを構築する。地方公共団 国の各地域における保全すべき優れた景観資源が の実施などにあたって参照するとともに、 いる各種の保全すべき景観リストなどをもとに全 地域景観の点検結果や国土交通省等で作成して

(14) 各主体の取組みに資する情報の収集・蓄積と

提供・公開

度に国土交通省ポータルサイト開設、順次拡充】 体や住民等に広く提供・公開する。【平成一五年 るポータルサイトの整備などにより、 を収集・蓄積し、国土交通省ホームページにおけ 良好な景観形成事例など、景観に関する各種情報 リスト、新工法等の技術情報、土地・地理情報 保全すべき景観資源データベースや景観専門家 地方公共団

15 技術開発

保全・再生・創出のための技術の開発等を行う。 や海域における総合的な環境改善技術など環境の る技術、河川・湖沼における自然環境の復元技術 シミュレーションなど景観の対比・変遷を分析す IS(地理情報システム)を活用した三次元景観 理的に社会資本ストックを管理運営する技術、G 成果を活かし、環境、財政制約を踏まえ、最も合 転用技術などこれまで積み重ねてきた技術開発の 社会資本ストックの劣化等診断技術、延命技術、

【平成一六年度より順次成果

尼崎大気汚染被害防止

あっせん申請事件の終結について

道路局地方道・環境課道路環境調査室道 路 局 道 路 交 通 管 理 課

っせん事項を着実に実施してまいる所存である。をれたあっせん手続は、平成一五年六月二六日の告において、同委員会より、あっせんなが成立した。国土交通省としては、今後、あか提示され、当事者双方がこれを受け入れ、あっせんが成立した。国土交通省としては、今後、あせんが成立した。国土交通省としては、今後、あせんが成立した。国土交通省としては、今後、あせんが成立した。国土交通省としてよいる所存である。

一 事件の概要

① 申請人:兵庫県の住民二一人

(1)

② 被申請人:国(代表者 国土交通大臣)及

び阪神高速道路公団

条項を誠実に履行することを求める。 大型車規制施策や環境ロードプライシングなどの 大型車の具体的削減目標を設定し、それに沿う め大型車の具体的削減目標を設定し、それに沿う め大型車の具体的削減目標を設定し、それに沿う が大型車が減りでの和解条項により実施した道路交通量調査に基 での和解条項により実施した道路交通量調査に基

解が成立した。

(2)

申請内容

あっせん申請に至る経緯

(3)

に不服があるとして控訴した。請求を一部認容したが、当事者双方は、当該判決阪神高速道路公団に対する損害賠償請求及び差止審神戸地方裁判所の判決は、原告らによる国及び審かののる尼崎大気汚染公害訴訟において、第一

あるとの結論に達し、平成一二年一二月八日に和目指して互いに努力することが最も妥当な解決で方は、将来に向かってより良い沿道環境の実現をその後、大阪高等裁判所で係争中に、当事者双

和解後、国土交通省及び阪神高速道路公団により一定の施策が実施され、国土交通省及び阪神高り一定の施策が実施され、国土交通省及び阪神高と主張するのに対し、申請人らは、大型車の交通と主張するのに対し、申請人らは、大型車の交通としては不十分であるとして昨年一〇月一五日付けで国(代表者 国土交通大臣)を相手にあっせん申請を行った。

日付けで阪神高速道路公団を被申請人とするあっ

二 事件処理の経緯

- (1) 両当事者が実施された。
 三日には当事者立会いの下にあっせん委員によ言見聴取等が行われた。この間、同年一二月一意見聴取等が行われた。この間、同年一二月一
- っせんが成立し、これにより本事件は終結した。れたところ、当事者双方がこれを受け入れ、あおいて、あっせん委員からあっせん案が提示さ3、六月二六日に開催した第八回あっせん手続に

あっせん案(抜粋)

あっせん委員 加藤 和夫

平野 治生

同 堺 宣道

あっせんの趣旨

て改善されていない状況にある。 態は、環境基準がなお未達成であるなど依然とし が、本件地域の汚染実

り一定の施策が実施されてきたところであり、国

この間、

国土交通省及び阪神高速道路公団によ

土交通省及び阪神高速道路公団は、大型車の交通

ては不十分なものであるとして、本件あっせん申換が図られていないことから和解条項の履行とし申請人らは、本件地域における大型車の交通の転和解条項は履行されていると主張するのに対し、の転換に係る施策の推進に努めてきたことにより

請が行われるに至ったものである。

よって、より良い沿道環境の実現に向けて努力し和解当時の精神に立ち返り、相互の理解と協力に解決を図ることにより、申請人らと被申請人らが解決を図ることにより、申請人らと被申請事件のの趣旨並び和解条項の履行状況を勘案しつつ、当

せんすることとする。 ていくことを期待して、以下の事項についてあっ

二 あっせん事項

(1) 大型車の交通量低減のための総合的な調査の

重土交通省は、本件地域における大型車の交通量低減のための施策を総合的かつ効果的に進める電行経路、運行経路選択要因等に加え、大型車の運行実態(頻度、時間帯等)、車両の年式、ディーゼル微粒子除去装置の有無、環境ロードプライーゼル微粒子除去装置の有無、環境ロードプライーゼル微粒子除去装置の有無、環境ロードプライーゼル微粒子除去装置の有無、環境ロードプライーゼル微粒子除去装置の有無、環境ロードプライーゼル微粒子除去装置の有無、環境ロードプライーゼル微粒子除去装置の有無、環境ロードプラインが、車両の表面を表している。

② 環境ロードプライシングの試行

なお、環境ロードプライシング等により、阪神

司速五号湾岸線への迂回誘導を推進する上では、高速五号湾岸線への迂回誘導を推進する上では、

への要請への要請の可否の検討に係る警察庁

(4) 連絡会の運営の円滑化

図ること。

図ること。

図ること。

図ること。

図ること。

ア 連絡会での意見交換は、合意を目的とする

した総合的な取組の推進が図られるよう、

に協力されることを強く希望する。

交通量低減の必要性を理解し、関係機関等が連携

なお、これら関係機関等においても、大型車の

項については、事前に説明すること。ものではないが、和解条項の履行に関する事

- とすること。 とすること。
 ひ地方公共団体の協力が得られる場合は、連
 が地方公共団体の協力が得られる場合は、連
 は文書による説明を受けることができるもの
 は文書による説明を受けることができるもの
- ウ 連絡会は、公開とすること。 ただし、双方
 ウ 連絡会は、前記(1)、(2)及び(3)のあっせん事
 項に係る業務が完了するまでの間は、その進
 歩状況に応じて適宜開催すること。ただし、双方

(5) 関係機関等との連携の推進

ての理解と協力を求めること。

「国土交通省及び阪神高速道路公団は、大型車の交通量低減に向けて、様々な機会を通じて、本件関係機関等に対して、様々な機会を通じて、本件地域における大型車の交通量低減の必要性につい地域における大型車の交通量低減の必要性についた。

よみがえる油

抻 ル 建設

はじめに

県営鉄道) ることとなった。 て軌道系交通が都市モノ 系交通である。 ルは、沖縄県民にとってはじめてとも言える軌 に開業する沖縄都市モノ (写真一)。 全国で五番目に開業を迎える沖縄都市モ 復活することは無かっ が活躍していたが、 かつて沖縄県にも軽便鉄道 **广**成 五年八月一 レ レ た。 1 ルについて紹介する ルとなってよみがえ 先の 戦後約六〇年を経 日日 大戦で破壊さ (道の日 沖 V 縄 道

一導入経緯

街地の形成や土地利用がなされた。 が優先され、 米国の統治下におか 米軍基地の存在によるい 'n た沖縄 特に県都那 は び 自 つな市 I動車交



習熟運転中の沖縄都市モノレー

導入経緯 表 1

招いている。	発生するなど都市機能の低下や生活環境の悪化を	通に道路整備が追いつけず、慢性的な交通渋滞が	市においては、人口や産業の集中に伴う自動車交
بح	程	建	間

これらの交通問題に対処するため、

既存道路空

におい

51

沖縄振興開発計画において軌道系システムの 昭和47年度 必要性が提起される。 都市モノレール事業が国庫補助事業に採択。 昭和56年度 県・市は本工事着手にあたって、①工期見直し ②資金調達の確実性③収支の再検討 昭和57年度 ④バス路線再編成⑤工事施行認可の確実性、 の5項目の履行を関係省庁に確約。

県・那覇市及びバス4社間で再編に関する 平成 6年 1月 基本協定並びに覚審締結。 軌道法に基づく運輸事業特許取得。 平成 8年 3月

条件整備に当たる。

平成 8年10月 第一次分割工事施行認可取得。 平成 8年11月 沖縄都市モノレール建設事業起工式。

第二次分割工事施行認可取得。 平成 9年 4月 平成11年11月 愛称、シンボルマーク及び駅名決定。

平成12年12月 車両設計認可取得。

那顆空港駅~小禄駅間試験運転開始。 平成13年12月

軌道全線連結 平成14年3月 平成14年11月 全線試験運転開始。

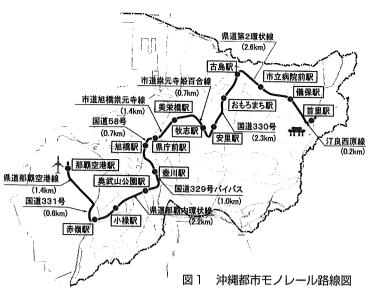
平成15年 2月

沖縄都市モノレール開業予定日発表。

動力車操縦者運転免許交付式(地元採用30名) 平成15年 2月 平成15年8月10日 沖縄都市モノレール運輸開始

を利用 昭和四七年沖縄振興開発計画 とした。 度の輸送力を持つ都市モノレ 設費で道路交通の補助的役割を果たし、 Ü 地下 鉄や高速鉄道と比較して安価 1 ルを導入するこ て軌道系シ 中規 模

> 満行み 2002 8



インフラの主要施設

表 2 インフラの主要施設 支柱 464基 RC支柱 鋼支柱 120基 軌道桁 PC軌道桁 991本 鋼軌道桁 51箇所 相対式 駅舎 5駅 10駅 分岐橋·分岐器 4基 自由通路 14簡所 連絡通路 3箇所

昭和五七年には、

①工事期間全体の見直し、

② 沖

え、 事着手を見合わせることとなった。 可の見通し確保、 競合するバス路線の再編編成、 保、 これらが確実に得られた段階で⑤工事施行認 ③需要予測を再検討し事業の採算性確保、 0) 五項目の課題解決まで本体工 以上の見通しに **(4)** 加

多摩に次ぐ、 を受けて建設された先進の北九州、 された「都市モノレールの整備の促進に関する法 により沖縄都市モノレールは、 これらの経緯を経て、 いわゆるインフラ補助制度と、 都市モノレールとなった。 平成八年三月の特許取得 昭和四七年に制定 軌道法の適用 千葉、 大阪

ത)概要 沖縄都市モノレール(ゆいレール)

1 計画概要 図1

名称:沖縄都市モノレー

ル(愛称

.. 190

いレー

ル

れてからの主な経緯は (新しい交通システム) 昭和五六年度にモノレ 表しのとおり。 の必要性が提起さ ル 計 i 画 区間 市首里汀良町 km 那覇市字鏡水 営業キロ

(首里駅 一二・九

建設キロ

ステム

構造 跨座型

ó

翌

駅数 五駅 (平均駅間距離 Ö 九 km

インフラの主要施設を**表2**に示す

縄都市モノレール株式会社の資金調達の見通し確

事業が国庫補助事業として採択されたもの

経緯において特に、

2 運転計

転間隔 :ピーク時 (八:00~九:00)

六・五分

早朝深夜(六:〇〇七:〇〇/二二:〇 ~! IIII : III(O) 五分

0

その他の時間帯七・五分~一二分間隔

平成七年の特許申請まで、

、後、バス事業者との調整が最大の課題となり、

整備を進めながら、

他の課題も併せて解決の見通

モノレール関連道路

が図られた。

所要時間:片道約二七分

ピーク時輸送:二、 一二三人/時

両編成:二両固定 〇編成・二編成予備 (最大運転列車編成数は

車

表定速度:約二八㎞ / h

システム概要

3

運転方式:ワンマン手動運転

車両:二両固定・定員一六五人

電圧及び集電方式:直流一、 Ŧi. 100V (鋼体複

線式)、 側面集電式

保安設備:列車検知装置TD :車内信号による多現示速度表示方式 自動列車制御装

那

(那覇空港駅)

置 A T C 継電連動装置RIL 運行管

理システムPIC

駅務機器:自動券売機 自動改集札機他

4 料金設定

初乗り:大人二〇〇円 制三畑まで二〇〇円、三畑ごと三〇円加 小児半額(対キロ区間

那覇空港駅~首里駅間二九〇円

通学割引:最大約六四%

通勤割引:最大約四四%

団体割引:一割 ○枚綴り普通回数券(一五%割引) (普通団体) ~四割引(中学校

団体

一日乗車券:大人 八〇〇円

二日乗車券:大人一、二〇〇円

(三日は一、五〇〇円)

SFカード:一、〇〇〇円 三、〇〇〇円 五

000円 など

5 建設運営主体

により建設 道・県道)、那覇市 沖縄総合事務局 インフラ部分(モノレールが走行する軌道構造 (直轄国道)、 (市道) がインフラ補助制度 沖縄県(補助国

かる施設)は沖縄都市モノレール株式会社(沖縄 インフラ外 (電力設備や車両など主に運輸にか

あたっては、道路法に基づく、道路橋示方書及び

て定義されている。

従って、インフラ部の設計に

めに立体化しているものであり、道路の一部とし

さらに、インフラ部は道路交通の混雑緩和のた

県 1 が建設し、モノレールの運営も行う。 那覇市及び民間企業が出資者する第三セクタ

6 需要予測

平成二三年度 三九、五四五人/日 平成一五年度 運賃申請時点の輸送需要見込は 三一、三五〇人/日

収支見込は、単年度黒字見込を一一年後、 (平日 休日平均) 累積

赤字解消を二七年後と予測している。

四 道路法と軌道法の適用

軌道桁、 路敷に建設しており、 して位置づけられている。 道法による軌道であり、道路交通の補助的機関と され、一般交通の用に供するものであるから、軌 て、設計、 いる。当然、道路法及び道路構造令の適用を受け 通過する箇所においても道路区域の決定を行って 沖縄都市モノレールは、走行路を構成する支柱、 また、都市モノレールは、主として道路に設置 駅舎の躯体などのインフラ部はすべて道 施行及び管理がなされる事となる。 河川区域及び公園区域上を

> 軌道法に基づく鉄道基準のいずれにも適合する施 設としている。

府沖縄総合事務局をはじめ道路局路政課に指導の 沖縄県では、はじめて遭遇する軌道法に、 諸手続きを進めてきた。 内閣

いる。 管理者と沖縄都市モノレール株式会社では、「軌 行う事となっているが、運輸開始に併せて各道路 することとしている。 結し、沖縄都市モノレール株式会社に管理を委託 市モノレール株式会社と道路管理者間で覚書を締 いても、 負担区分及びその責任区分を明確にする事として 道敷の維持修繕に関する協定書」を締結発効させ、 軌道法では、軌道敷の維持修繕は軌道経営者が 加えて道路管理者が管理する自由通路につ 保守・運行の合理性経済性から、沖縄都

五 交通バリアフリー法の適用

ベーター増設、 は、 協会、沖縄県視覚障害者協会、沖縄県聴覚障害者 明会呼びかけから始まる。沖縄県身体障害者福祉 福祉対策は、平成一一年度の関係一二団体への説 ストミー協会の七団体三〇名が参加した説明会で 連合会、日本リウマチ友の会沖縄県支部、 協会、那覇市身体障害者協会、沖縄県脊髄損傷者 沖縄都市モノレールにおけるバリアフリー化と ホームと電車の段差解消や自由通路へのエレ 音声誘導装置の設置などが要望さ 日本オ

害者誘導 る実体験に基づく調整を行なった。 平成一二年七月には、 石るに至っ 福祉トイレや実物大の券売機の ジロ ッ 7 'n 4 、設置箇所の 車 椅 子利用者 また、 Þ

関

会と行 その 聴覚障害者から 後 関係団体と約半年間三 Ō 要望も聴取 、調整も視覚障害者協 回 模型に 東市 0 視覚障 協議 施設 0

表3 バリアフリー施設と福祉対策

沖縄都市モノレールの主なバリアフリー施設と福祉対策

○通路

えている。

にも準拠

した施設を

沖縄都市モ

ĺ

Ì

ル Ó 1

は

備 ず 進 福

交通バリアフリー

法の移動円滑化

基準

1/3

0

まちづ

くり

条例

に基

ぎづく

1)

ア

´フリ

基

- ・エレベーター(福祉対応13人乗り)を自由通路(原則両側)とコンコースに設置する。
- ・エスカレーターを自由通路(原則両側)とコンコースに設置する。
- ・視覚障害者誘導ブロックと音声誘導システムを設置し、乗降場までの案内を行う。 ○隣段
- ・手摺りの設置や滑りにくい材料を使用することにより、安全の確保を図る。

では、

委員

いから 兀

 $\bar{\mathsf{H}}$

本

バ

IJ

アフリ

・化され

てい

る 会

平成

[年の沖縄県福祉

づくり

が審議

ル

0

バ

1)

アフリ

ĺ

化や のまち

福

祉

対

策に

対

た沖

縄

都

実体験して頂き、

整備内容を調整してい

このような実体験を中心に検討され

害者福祉協議会他に、

小禄駅にお

V

て点字プレ

や音声誘導装置

の設置位置、

案内内容に

0

W

7

して

r.y

る。

さらに、

平成

一五年

一月には、

視覚障

Ì

タ

祉

ŀ

1

レを実体験して頂き意見聴取

ル

乗車

し小禄駅

で

車椅子乗降装置、

工 E

障害者福祉協議会の

他

車椅子利用者二名が

平

成

兀

年三月には

市

社会福祉協議

会

整備に反映させている

(写真2)

などの意見も得ることができた。

沖縄県及び那覇市において定め

6

ń

7

V3

る

〇改札口

- ・松葉杖や車椅子利用者が容易に通過出来るように、130cm幅の有人改札口を設置。
- ・車椅子用の券売機を、実体験に基づき高さなどを調整。 ○乗降場(ホーム)
- ・ホーム安全欄(落下防止棚)及び可動安全欄(ホームドア)の設置により、 ホーム下への旅客の落下防止を図る。
- ・自動放送及び案内表示器(可変式情報表示装置)を設置し、 列車の到着・遅れ等を知らせる、

○便所

- ・福祉対応(男女兼用トイレ)を設置する。
- ・主要3駅(那覇空港、県庁前、首里)の福祉トイレに、人口肛門、膀胱を持つ人が 利用しやすいように、温水シャワー、脱臭装置付汚物入れ等を設置する。 (オオシー協会からの要望)
- ・パトライトによる異常情報を提供する。
- ○車輌とホームとの段差、隙間の解消について
- ・車椅子乗降装置(可動式スロープ)を各ホームに設置する。

○車両について

- ・車椅子スペースを設け、固定装置を装備する。
- ・駅名などの案内を、音声及び電光掲示版で情報提供する。

○連絡通路について

- ・空港との連絡通路に動く歩道を設置し、歩行障害者等に配慮。
- ・市立病院への連絡通路を設置し、改札から直接病院受付階へ連絡。
- ○その他点字案内、車椅子対応自動券売機等のバリアフリー施設を設置する。

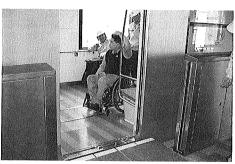


写真 2 車椅子利用者の体験状況



写真3 歩道上の地図付サイン



写真 4 改札附近の地図サイン

した。 主なバリアフリー施設、 福祉対策を表3に整理

標識として駅周辺を案内する地図を整備した。 デザインとして、各駅及び自由通路周辺に、道路 また、 沖縄都市モノレールでは、ユニバーサル

結び付けることによって、モノレールを始めとす 向上を目的とし、あわせて交通結節機能の充実に ており、モノレール駅利用者に対する(特に海外 からの観光客も含めて)利便性 る公共交 通機関の利用促進を図ることとした。 日本語に加え、英語・中国語・韓国語で案内し 写真3・4は施設の整備状況である。 (案内サービス)

六 沖縄都市モノレールガイド

1 愛称「ゆいレール」の意味

沖縄の発展に期待を込め名付けられた。 支え、地域と地域、人と人とを結ぶ役割を果たし、 とを意味するもので、県民みんなでゆいレールを イマールの「ゆい」つまり、お互いに助け合うこ **゙ゆい」は、沖縄の伝統的精神文化とも言えるユ** 般公募によって決められた、ゆいレールの

2 車内放送

に曲目を変えて挿入している。 べうたなどを軽快にアレンジした曲を、 車内放送では、次の駅案内の冒頭に沖縄のわら 各駅ごと

> 駅が「赤田首里殿内」となっている。 駅が「クイチャー」・儀保駅が「芭蕉布」・首里 りゆし」・古島駅が「月ぬ美しゃ」・市立病院前 が「ティンサグヌ花」・美栄橋駅が「ちんぬくじ イ」・旭橋駅は「海ぬチンボーラー」・県庁前駅 風車」・小禄駅が「小禄豊見城(三村節)」・奥 「安里屋ゆんた」・おもろまち駅が「だんじゅか ゅーしー」・牧志駅が「いちゃび小」・安里駅が 武山公園駅が「ジンジン」・壷川駅が「唐船ドー 那覇空港駅では「谷茶前」・赤嶺駅では「花の

ーをお楽しみいただきたい。 乗車の際には、ぜひ駅ごとに違う沖縄メロディ

3 日本の最西端・最南端の駅

駅、 覇空港駅が誕生する。北緯二六度一二分二三秒・ 東経一二七度三九分八秒である。 モノレール駅の出現で、 赤嶺駅も誕生する。 日本の最西端の駅、 同時に最南端の 那

端最南端の駅となる。 モノレールの駅は、駅と名の付く文字どおり最西 最南端の鉄道駅は、北海道から鹿児島まで連続す る鉄道駅として意義深いものであるが、 長崎県にある最西端の鉄道駅、鹿児島県にある 沖縄都市

4 モノレールで初めての女性運転士

戦後沖縄県には軌道系の交通機関が無かったた

いる。 派遣し、 採用、京浜急行電鉄、西武鉄道、 地元で選考試験を実施し三〇名の運転士候補者を め、 動力車操縦者運転免許取得者がいなかった。 一〇ヵ月間の研修を経て資格を取得して 九州旅客鉄道へ

う。 力車操縦者運転免許番号一番も、めずらしいだろ 合事務局(沖縄の地方運輸局)で交付された、 -ルの女性運転士が誕生した。もちろん、沖縄総 三〇名の運転士の中には、全国で初めてモノレ

5 支柱緑化

っている。将来、独特の風格で都市景観にとけ込 夕類」を支柱に這わせることで、支柱の緑化を図 んでくれるものと期待している。 ぶこととなるが、都市景観に配慮し着生する | ツ 地上では、無機質なコンクリート支柱が立ち並

七 沖縄都市モノレールへの県民の期待

沖縄県民が初めて経験すると言っても過言では

ネリストとして、モノレールに寄せる期待などが 性や機会を与えてくれるものと期待されるモノレ ウムでは、地元のNPO事務局長や商店街組合代 ない軌道系交通と駅を中心とする街。様々な利便 ール。去る七月に行われた、ゆいレールシンポジ 旅行業組合代表、人気アナウンサーなどがパ 岩石山 2002.9

発表された。ここに地元の意見として紹介したい (写真5)。

事」と強調された。 考える一つの道具、 基調講演では、 「モノレ これからどう活用するかが大 1 ル は沖縄の活性化を

> 守れる にも活用出来る。 上空から川もよく見える。 のことも考え、 (那覇市では助成制度を始めている)。 川のあり方、 川が街にもたらす潤 環境教育の拠点

試乗しての感想

1

車窓からの景色に配慮し、 見慣れた街がとても新鮮で、 くモノレール文化が出来るんだと実感した。 ベランダの緑化を図れば、プライバシーも 屋上緑化を推進した 快適で便利。 新し

2 地域の活性化や観光振興

で。 る。 レール乗車券と交換できる引換券制度を始め 自分たちで出来る活性化は、自分たちの力

モノレール自体が観光施設で、テーマパーク那

駅前商店街で買い物をして頂いたお客様に、 モ

発は重要。モノレールを使った長期滞在型観光 レールを使った新たな観光ルート の元年になるだろう。 覇の街の乗物という気分にさせてくれる。 (商品) Ŧ 0) 開 ノ

心とする街づくり、モノレールを活用した観光な ノレールがもたらす利便性、 などと語られ、会場からの意見も紹介され、 れた。 モノレールは点在する観光資源を線で結んでく 熱い期待が寄せられた。 線を面に発展させるのは我々だ。 新しい生活、 駅を中 Ŧ

おわりに

ている。 快適な都市交通を提供し続ける原点であると考え 利用促進の一つ一つが、モノレールの成否であり、 されている。これらの声援に応えるべく、今後の まった。県民、市民の期待は、連日新聞等で紹介 接するアピールもすでに始まり、駅周辺ではビジ ネスホテルのオープンも相次ぎ、 駅前○○店や○○ステーションビルなど駅に隣 駅弁の販売も始

レール)を利用して頂けるようお願い致します。 御来沖の際は、 ぜひ沖縄都市モノレール Ø 41

写真5



写真6 開業記念 図画作文コン クール最優秀賞 金城小五年大平洋 ク -君の作品 「夢をのせて」

0000

平成一三年度消

道路局道路交通管理課

円滑な道路交通の確保のため必要な情報を収集

し、又は道路利用者に当該情報を提供するために

はじめに

道路交通管理統計調査は、全国の道路における

まれていない。 ており、道路運送法に基づく一般自動車道等は含 路管理者が管理しているすべての道路を対象とし

調査項目については次のとおりである。 ①道路監理員の任命状況

②道路管理用車両の保有状況

後の社会情勢の変化に対応し、道路の実態に即し 路交通管理の実態を的確に把握するとともに、今 道路の管理体制、道路管理施設の整備状況等の道 度実施しているものである。 るための基礎資料を得ることを目的として、毎年 た望ましい道路交通管理のあり方について検討す

本調査は、道路法に基づき指定又は認定され道

1 道路管理の現況

道路情報管理施設とは、道路管理者が安全かつ < 道路情報管理施設の整備状況について> ⑤道路災害の発生状況 ④道路情報管理施設等の設置状況 ③道路パトロールの実施実績

⑦異常気象時の警戒・緊急体制の発動実績 ⑥異常気象時の通行規制実績

等が含まれる。

(1) 道路情報板等の設置状況について

置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設

設置される施設であり、

道路上の道路情報提供装

⑧道路情報モニターの活動実績

⑩道路標識による高さ、総重量等の制限の状況 ⑨車両取締り機器等の設置状況

⑫路上放置車両の処理実績 ⑪特殊車両の指導取締り実績

一 平成一三年度道路交通管理統計の概

されている(表ー参照)。 なっており、近年においては、特に路側放送やビ ーコンといった、より高度な道路情報提供が推進 放送約四〇〇区間、ビーコン約二、七〇〇基等と 備状況は、道路情報板約二万一、○○○基、路側 平成一四年四月一日現在における主な施設の整

気象観測装置の設置状況について

二〇〇基、風速計約二、一〇〇基等となっており 備状況は、雨量計約六、八〇〇基、温度計約四 平成一四年四月一日現在における主な施設の整

表 1 道路情報板等の設置状況(平成14年4月1日現在)

			道目	各情報	報 板		1	等報表示	tī .	車両	監視用テ	レビ	- A	通量測定	<u> </u>		Γ	
14.74	16.701			(基)				(基)	,,	, , ,	(台)			(基)	. 1111	路側放送 (区間)	ピーコン (差)	道路交通 遮断装置
	種別	A型	B型	C型	電光式	計	トンネル	その他	計	トンネル	その他	計	料金所	その他	ät	(1221407	(46)	(基)
高速		2,069	1,085	0	499	3, 653	2,858	174	3,032	1,958	427	2,385	0	2,876	2,876	207	1,502	700
本州[四国連絡道路	0	31	4	113	148	29	8	37	51	62	113	0	24	24	2	18	0
都市	高速道路	106	0	17	1, 129	1, 252	95	11	106	645	1,304	1,949	624	4,530	5, 154	54	542	15
国一	指定区間内	441	268	26	1,973	2,708	1, 159	136	1, 295	989	2,565	3,554	0	817	817	105	396	639
道般	指定区間外	181	463	1,001	1,704	3, 349	909	57	966	141	66	207	. 4	24	28	19	26	194
都達	下 界 道	1, 290	796	2, 895	1,965	6, 946	586	162	748	86	32	118	0	13	13	10	16	708
市	町 村 道	229	116	828	246	1,419	127	123	250	19	12	31	0	4	4	2	0	78
料一	日本道路公団	391	303	0	205	899	469	11	480	308	74	382	0	415	415	18	175	170
道般	土木部企業局	0	0	10	3	13	2	0	2	0	4	4	- 8	0	8	0	0	0
路有	地方道路公社	65	120	125	577	887	170	47	217	560	192	752	574	85	659	16	0	309
	計	4,772	3, 182	4,906	8,414	21, 274	6,404	729	7, 133	4,757	4,738	9, 495	1,210	8, 788	9, 998	433	2,675	2,813

表 2 気象観測装置の設置状況(平成14年4月1日現在)

						,														(基)
				at at		,	且度	+	1	1 雪 深:	at-		路面凍結			虱速言	+		視程障害	
治效	種別	道路管理	里者設置	その他の	8†				l '			l	觀測装置		"	FA 200 P	,]	観測装置	
迎酬	(集が)	自動伝達	その他	者の設置	PI	自動伝達	その他	āt	自動伝達	その他	āt	自動伝達	その他	計	自動伝達	その他	āţ	自動伝達	その他	at
高速	自動車国道	710	0	15	725	722	20	742	364	. 0	364	924	0	924	646	1	647	340	0	340
本州[四国連絡道路	15	0	0	15	23	0	23	0	0	0	23	0	23	28	4	32	20	3	23
都市	高速道路	26	0	0	26	68	0	68	12	0	12	66	0	66	43	0	43	16	0	16
	指定区間内	987	46	45	1,078	734	173	907	549	98	647	564	171	735	463	24	487	163	11	174
道般	指定区間外	157	129	563	849	288	500	788	349	92	441	242	77	319	64	29	93	30	2	32
都道	[府 県 道	342	145	939	1,426	351	569	920	465	144	609	311	113	424	172	44	216	154	5	159
市	町 村 道	452	598	1,400	2,450	207	313	520	89	323	412	58	24	82	174	200	374	3	1	4
料一	日本道路公団	97	0	7	104	94	5	99	38	0	38	104	1	105	82	5	87	28	0	28
道般路有	土木部企業局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
AU TH	地方道路公社	75	65	2	142	61	48	109	11	15	26	50	19	69	66	26	92	37	8	45
	計	2,861	983	2,971	6,815	2,548	1,628	4, 176	1,877	672	2,549	2,342	405	2,747	1,738	333	2,071	791	30	821

注(1)結設は道路管理者が所有しているものを計上し、警察等检機関に貸与しているものを含む。 (2)自動伝達式とは、テレメータ等により、自動的に道路管定者の事務所等に膜測結果を伝達するものをいう。 (3)視程障差限測装置とは、透過事計、ITV等の体、吹雪等による視程障害の程度を規測する装置をいう。

3

違法車両の取締り

六〇〇件と大部分を占めている (表3参照)。 ○○件となっており、うち豪雨によるものが約四、

|六条に基づき実施した通行止

回数は、

約六、

三年度にお

V

て、

道路管理者が

道路法第

特殊車両の指導取締り実績 特殊車両の取締りについて

1

(1)

を受けずに通行して 特殊車両通行許可 る車両で、 道路管理者は、 道路法第四七条の一 車 (以下、 いる車 両制限令の基準を超えて 「通行許可」 一両及び 第一

項に基づく

V

という。

前の

条

違反車両 \vec{o} 違反内容

2

行っている

(表4参照

件に違反して通行して

Vì

る車

両

0)

指導取締り 通行許

場合が約一 違反件数については、 万三、 000件 通行許 (約七四%)、 可を受けて 14 通 な

異常気象時の対応

2

豪雨、 異常気象時における通行規制 地震等の異常気象時におい 誤実施に · 41

道路管理者は、 造を保全し、

通行規制基準、

通行規制区間を定

又は交通の

危険を防止するため、

各

ż

道路

0

事前 成一

0

通行規制を実施して

、 る。

お VΣ ては £ \f ずれ В 増 加傾 筒にあ á (表2参

道行セ 2003.8

異常気象時の通行止回数(平成13年度実績) 表 3

規制道路	原 因 別区間内外の別 各種別		豪雨	地震	豪雪	地吹雪	路面凍結	雪崩	7%	強風	波浪	河川氾濫	その他	ät
商	5速自動車国道	内外計	0 0 0	0	0 0	0 0 0	<u>0</u> 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0		0 0 0	0 0 0
本	州四国連絡道路	内	0	0	0 0 0	0 0 0	0	<u>0</u>	0 0 0		0 0 0	Ŏ 0	0 0 0	0 1 1
都	市高速道路	内外計	0 0 0	0	0 0 0	0	2 2	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0	0	0 0 0	0 2 2
	指定区間内	内外計	112 38 150	0 0 0	0 0 0	7 20 27	6 4 10	8 10	1 0 1	1 4 5	2 5 7		8 10 18	139 92 231
国道	指定区間外	外計	455 102 557	2 1 3	14 39 53	0 7 7	19 27	5 14	0 0 0		$\frac{5}{1}$	0 0 0	22 22 44	517 197 714
1	都道府県道	内外計	1,338 569 1,907	3 6 9	25 59 84	21 216 237	60	32	0 0 0	3	12 5 17	10	108 122 230	1,552 1,047 2,599
ī	可村道	外計	611 1,374 1,985	26 30	14 22 36	3 6 9	12	9	0 0 0	1 9 10	10 8 18		20 61 81	669 1,595 2,264
一般	日本道路公団	外計	0 0 0		0 0 0	0 0 0	0	0	0 0 0	0 0 0	0	0 0 0	0 0 0	0
有料道	土木部企業局	内外計	0 0 0	0	0 0 0	0 0 0	0	0	0 0 0	0	0	0 0 0	0	0 0
路	地方道路公社	内外計	31 6 37	6	61 5 66	2 0 2	0 87	0	0 0 0		10 0 10		3 1 4	230 15 245
	計	内外計	2,547 2,089 4,636	48	114 125 239		83 198	32	1 0 1	47 18 65	39 19 58	5 82 87	161 216 377	3, 107 2, 949 6, 056

1) 道路管理者が道路接換46条に基づき実施した通行止を、主たる原因別に計上した。 2) 規制区間内外の別の「内」は規制区間内で実施した規制を、「外」は規制区間外で実施した規制をさす。 なお、規制区間とは、「異常気象時における道路通行規制要領」「昭和44年4月1日付け建設省道政発第16号及び第16号の2建設省道路局長通 達別紙)第二に規定する異常気象時通行規制区間及び「道路管理の強化について」(昭和45年9月18日付け建設省道政発第4号及び84号の2建設 省道路局長通達)記二に規定する特殊通行規制区間及び「道路管理の強化について」(昭和45年9月18日付け建設省道政発第84号及び84号の2建設 省道路局長通達)記二に規定する特殊通行規制に関係という。 3) 規制区間内外にまたがった通行規制は、区間の長い方に計上した。 4) 通例の積雪による冬季閉鎖など異常気象に伴うものでない通行止は計上していない。

表 4 特殊車両の指導取締り状況 (平成13年度実績)

	衣 4		締り活		7 17/70	一一	1/2	措	<u> </u>	内	容	
	NA INA Adv wed do				対象車両	違反車両	指導	措置	許可	取消	刑事	告発
	道路管理者	回数 (回)	時間 (時間)	(人)	(台)	(台)	警告 (件)	命令(件)	取締りに 係るもの	事故に 係るもの	取締りに 係るもの	事故に 係るもの
	日本道路公団 (高速自動車国道)	3,707	14, 168	39, 432	38, 587	11, 127	2,488	8,639	0	0	0	C
4	×州四国連絡橋公団	301	1,413	1,264		243	243	0	0	0	0	0
	首都高速道路公団	1,946	4,722	22,559	20, 470	767	0	1,086	0	0	0	0
都市	阪神高速道路公団	3, 189	7, 780	1,950	2,247	2,247	2,226	21	0	0	0	0
高速道	名古屋高速公社	199	139	869	5,027	3	3	0	0	0	0	0
路公団	広岛高速公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
哥	福岡北九州高速公社	12	24	120	466	59	59	0	0	0	0	0
	小 計	5, 346	12,665	25, 498	28, 210	3,076	2, 288	1, 107	0	0	0	0
	北海道開発局	18	39	214	170	68	35	33	0	0	0	0
	東北地方整備局	61	124	1,086	548	162	40	120	0	0	0	C
	関東地方整備局	77	173	1.324	923	360	245	115	0	2	0	O
	北陸地方整備局	25	48	440	360	50	21	15	11	. 0	0	C
地方	中部地方整備局	88	230	1,056	883	430	100	177	0	0	0	C
整備品	近畿地方整備局	188	455	2,463	2,007	581	474	98	0	0	0	C
局等	中国地方整備局	79	285	719	1,930	428	256	209	0	0	0	C
	四国地方整備局	37	73	507	155	29	29	0	0	0	0	0
	九州地方整備局	144	287	2,496	1,716	419	280	139	0	1	0	1
	沖縄総合事務局	10	26	116	97	6	6	0	0	0	0	ļ
Ш	小 計	727	1,740	10, 421	. 8, 789	2,533	1,486	906		3	0	
都	道府県	. 16	40	152	223	40	31	9	0	0	0	
指	定 市	. 0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
市	町村	19	29	20	63	10	10	0	0	0	1	0
一般	日本道路公団	279	1,085	2,683	4,303	1, 137	37	1,100		0		
有料道	土木部企業局	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
路	地方道路公社	4	8	40	14	4	4	0	0	0	0	(
l	ät	10,399	31, 148	79,510	80, 189	18, 170	6,587	11,761	11	3	1	4

- 注1) 許可取消、刑事告発以外の欄については、 指導取締り基地等における取締りのみを 計上し、他の業務に付随して行った取締 り (例えば、料金収受業務中に、付随的 に料金所の軸重計により違反者を発見し、 措置を行った場合。) は含まない。
 - 2) 許可取消、刑事告発の欄については、指 導取締り基地における取締りの際の措置 命令違反、常習違反による件数のほか、 道路法47条第1項の規定又は許可条件に 違反して車両を通行させ、重大事放を発 生させたことによるものを含む。
 - 3) 措置内容の区分は、「車両の通行の制限 について」(昭和53年12月1日付け建設省 道交発第96号建設省道路局長通達) 別添 2 「特殊車両の通行に関する指導取締要 領」による。

指導警告:措置命令の必要がない程度 が軽微である場合に、文書 をもって再発防止等を指導

警告すること。

措置命令: 違反車両に対し、車両構造 の一部取り外し又は積載貨 物の分割による重量、寸法 の軽減措置、通行の中止、 通行条件の遵守等を文書を もって命令すること。

4) 日本道路公団及び首都高速道路公団の違 反車両台数には、口頭による指導警告台 数(高速自動車国道:5,426台、一般有料 道路:350台及び首都高速道路:19,703 台)は含まない。

表 5 違反車両の違反状況(平成13年度実績)

	違反区分	許	可な	L (#	±)							許可	」 あ	ŋ	(件)							
	重量超過	<u> </u>	<u> </u>	S		0	•		0	0	6	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>				_ 1			
道路管理者	寸法超過	-			m.i.		0			0	0			•	0			_	_	_		##
	経路違反	-	-	_	計	-	_	0			-		6		ò		0	6		_	計	"
	その他違反	_	-	_			_	_		_	8	9	0	_	- 1	•	0		0	0		
日本道路公団(高速	自動車国道)	4, 229	4,548	621	9,398	471	46	99	199	26	29	98	48	117	289	99	187	14	2	5	1.729	11, 127
本州四国連和		3	168	30	201	1	0	0	0	0	0	0	0	41	0	0	0	0	0	0	42	243
都首都高速:	道路公团	73	363	53	489	0	0	6	8	7	2	10	9	0	146	11	79	0	0	0	278	
高阪神高速		203	1,001	243	1,447	246	13	3	15	106	0	0	11	23	315	12	49	0	0	7	800	1
路速 名 古 屋 高	速公社	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	3
公 名 古 屋 高	速公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡北九州	高速公社	59	0	0	59	0	0	0	. 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59
道小	計	335	1,365	296	1,996	246	13	. 9	23	113	2	10	20	25	461	23	128	0	0	7	1,080	
北海道	開 発 局	0	28	4	32	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	27	36	68
東北地方	整備局	10	41	18	69	24	2	1	1	0	1	0	1	4	0	4	1	12	3	39	93	•
関東地方	整備局	9	126	41	176	33	1	5	0	0	3	1	0	25	8	7	0	38	2	61	184	
地	整備局	8	3	1	12	10	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	23	38	
方 中 部 地 方	整備局	69	82	. 33	184	132	12	0	16	0	3	0	0	21	0	2	0	33	4	23	246	
方 中部地方 整 近 畿 地 方	整備局	5	97	106	208	44	16	23	37	16	25	12	13	19	7	10	13	48	17	73	373	
同 中 国 地 方		113	74	45		72	0	0	0	28		0	22	18	0	0	17	16		23	196	
四国地方	整備局	0	2	4	6	2	0	0	3	0	2	0	0	1	0	2	1	2	0	10	23	
九州地方	整備局	42	86	49	177	42	12	3	23	1	11	0	1	35	5	13	1	9	8	78		
沖繩総合	事務局	0	0	3	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	6
小	참	256	539	304	1,099	360	44	33	83	45	45	13	37	127	20	39	34	159	36	359	1,434	2,533
都 道	府 県	5	2	1	8	6	0	0	0	0	0	0	8	0	0	. 0	0	10	1	7	32	40
指 定	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	. 0	0	0	0
市 町	村	1	0	8	9	0	1	0	0	0	0	0	. 0	0	0	0	0	0	0	0	1	10
	路公団	222	404	129	755	0	40	1	2	14	107	0	65	35	33	26	49	0	0	10	382	1, 137
道般土 木 部	企業局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	. 0	0
地方道	路公社	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
計	ダ分じついて	5,051		1,389	13, 470	1,084	144	142	307	198	183	121	178	345	803	187	398	183	39	388	4,700	18, 170

注 1) 並反内容の区分については、以下のとおり。

①無許可 : 道路法第47条の2第1項に基づく特殊車両通行許可を有しない場合。

- ○重量超過-車両総重量、軸重、隣接軸重及び輪荷重について車両制限令第3条に規定する限度を超えて道路を通行していた場合。
- ○寸法超過一幅、高さ及び長さについて車両制限令第3条に規定する限度を超えて道路を通行していた場合。
- ②許可有り:何らかの特殊車両通行許可を有する場合。
- ○経路途反一許可証と通行経路が異なる場合。
- ○積荷遠反一許可証の積載貨物と積荷が異なる場合。
- ○重量超過一許可証の許可重量(総重量、軸重等)を超える場合。
- ○寸法超過一許可証の許可寸法(幅、高さ及び長さ)を超える場合。
- ○条件遠反一条件書の許可条件(徐行条件、時間制限等)に遠反した場合。
- ○その他 -その他の許可証及び条件書の記載内容違反、許可証不携帯等。
- 2) 1台の車両に複数の違反内容が該当する場合は、各々1件として計上している。

える。 六%) 両を走行させているケースが多いことがうかが 行許可を受けている場合が四、 となっており、 通行許可を受けないで車 七〇〇件 約

違反内容としては、

通行許可を受けていない

〇〇件であり、

全体の約四分の一を占めて

15

取締り機器(定置式)の設置状況(平成14年4月1日)

_	20 -101	市 一 市	重計	Į į	重計	輪	荷重計	1	高計
道	機器 路種別	箇所数	全基数(カメラ付き)	箇所数	全基数 (カメラ付き)	箇所数	全基数(カメラ付き)	箇所数	全基数 (カメラ付き)
商	5速自動車国道	187	(0)	647	894	0	(0)	674	1,401
本	州四国連絡道路	9	9	27	31	0	0 (0)	26	53
	都市高速道路	9	9	247	535	4	10 (6)	305	546
一般	指定区間内	99	100	19	36 (28)	2	3 (1)	27	34 (15)
般国道	指定区間外	1	1 (0)	0	0	0	(0)	0	(0)
	都道府県道	15	10	6	8 (0)	0	(0)	0	0 (0)
	市町村道	0	0 (0)	0	0 (0)	0	(0)	0	(0)
	日本道路公団	24	24	102	153 (0)	0	0 (0)	116	232
般有料道路	土木部企業局	0	0	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)
退路	地方道路公社	6	6 (2)	10	10 (2)	0	0 (0)	5	5 (0)
	計	350	346	1,058	1,667	6	13	1, 153	2, 271

525

道路管理者が所有するものを計上している。

2) 機器の分類は次のとおり。

表 6

: 車両総重量を一度に計測する装置: 一つの車軸の荷重を計測する装置 直面計 軸重計 輪荷重計:一つの車輪の荷重を計測する装置

設置箇所数については、

-地点であっても、上下線それぞれに設置している場合は、2箇所 ②料金所等に複数のブースがあり、各々に機器が設置してある場合は、全体で1箇所

12

として計上している。 4) 蒸数欄の() には、違反取締り用カメラを有するものを内数で示す。

場合においては、 一量超過が約五、 寸法超過が約七、 00 件、 通行許可を受けている 両方の 超過が約 000 件

場合においては 〇件となっている。 、重量超過単独での違反が約一、

几

 $\overline{\circ}$

重

表5参照)。

3 る 車両取締り機器の設置状況

重計等の する車両の指導取締りを行うため、 道路管理者は、 重量測定機器の設置を行っている 道路法に違反して道路を運行

車重計、

軸

路上放置車両の処理について

(2)

6参照

路上に放置され一般交通の障害となっている車 (路上放置車両) 廃棄車 両の処理費用の高騰等により、 が 増加傾向にあり、 社会問題 南 道

なっている。

であり、 が東京、 上が指定市におけるものである(表7参照)。 約三万四、 がわかる。 平成一三年度の路上放置車両発見台数は全体で 市町村道の約一九、 大阪、 特に大都市圏内で問題となっていること 〇〇〇台であるが、このうち三〇%以 名古屋の三大都市圏におけるも 六〇〇件のうち、 約半 あ 数 ま

状況にあり、 なっており、 いう悪循環が生じている例も見受けられる。 合が多いため、 に努めているものの、 の連携を緊密にし、 道路管理者は警察と協力しつつ放置車 今回の調査時点におい それがさらに路上放置を助長すると 道路管理者としては今後とも他機 道路管理者が廃棄せざるを得な この問題に取り組む必要性 所有者の確認等、 ても約一八%が未処理 困難な場 繭 の排 閺 ع 除 1 61 当仁 し 2002 0

我が国は、

国土の四分の三が山地であり、かつ、

しなければならない。このため、

道路管理者は豪

__

おわりに

路上放置車両の処理状況 (平成13年度実績)

TUTTURE TO THE PARTY OF THE PAR	, р											(台)
						放	置	車 両 処	理 台	数		
追	鱼路管	理者	ì	放置車両 発見台数	所有者	Į.	理者	皆撤去台数	清掃当局	警 察	æL.	未処理
					撤去台数	廃棄	物	違法放置物 件	撤去台数	撤去台数	計	
日本	道	路(公臣	486	164		44	57	11	4	280	206
本州匹	国連	絡標	经区	7	2		0	0	0	0	2	5
都市高	速道	路公	一团争	133	112		1	15	0	5	133	0
地方	整	備丿	司 等	831	273	2'	71	50	5	14	613	217
都	道	府	隽	1,938	338	1,0	14_	217	13	43	1,655	283
指	定	-	Ħ	11,347	2, 531	3, 10	58	2,764	1, 145	42	9,650	1,697
市	町		柞	19,587	5,600	7,0	31	2, 505	576	166	15, 908	3,679
料一 道般 路有	土木	部企	業局	0	0		0	0	0	0	0	0
路有	地方	道路	公社	48	38		6	1	0	0	45	4
	計			34, 377	9, 058	11,5	95	5,609	1,750	274	28, 286	6,091

- 注 1) ここでいう「車両」には、自転車等の「軽車両」は含まない。
 - 2) 発見台数には、道路管理者がパトロール時等に自ら発見した場合のほか、通報を受けた結果発見した場合も含む。
 - 3) 所有者撤去台数には、所有者が判明し、道路管理者が所有者に撤去させたものを計上している。
 - 4) 道路管理者撤去台数には、道路管理者が費用を負担して(路上放棄車処理協力会から寄付を受けた場合も含む。)、自ら 又は回収業者に依頼して撤去した台数を計上している。
 - 5) 清掃当局撤去台数には、道路管理者が清掃当局に連絡して処理を任せたものを計上している。
 - 6) 警察撤去台数には、道路管理者が警察に連絡し、刑事事件にかかわる可能性などから警察が撤去する旨回答を得たものを 計上している。

件の下にある。 豪雨、 理者は道路を良好に保ち、 こうした自然条件の下で、 道路交通の安全を確保

地震などの自然災害が頻繁に発生し易い条 道路管

る。 認められた場合は速やかに対策を講じる必要があ 所については、常に異常の有無を把握し、 雨等の自然現象により災害の発生の恐れがある箇 また、災害発生時においては状況を的確に把 異常が

握して対処するために、関係機関との協力体制、

情報収集・提供体制を充実する必要がある。

ある。 り効果的に違反車両数の抑制を図ることが重要で 係機関との連携を一層強化することによって、 ろである。 り、それに伴い違反車両の増加が懸念されるとこ 率化という観点から車両の大型化が進展してお の指導取締りを実施しているが、近年、物流の効 の危険防止等のため、道路法に違反している車 さらに、 そのため、 道路管理者は、 今後、 道路構造の保全、 指導取締り体制や関 交通 ょ 両

度化していくことが必要である。 来の道路交通情報をより充実させるとともに、 ーズはますます高度化、多様化してきており、 さらに、 道路利用者の道路交通情報に対するニ 高

調査結果を活用していただければ幸いである。 討するための資料として、全国の道路管理者に本 最後に本調査にご協力いただいた全国の担当者 以上のような道路管理上のさまざまな課題を検 この紙面をお借りして御礼を申し上げ、本稿

を終わることとする。

|路占用Q&A(第25回)

*

道路交通法第七七条第一項

ぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為

次の各号のいずれかに該当する者は、それ

に係る場所を管轄する警察署長の許可を受け

なければならない。

二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその

他これらに類する工作物を設けようとする

占用の場所(その4)

道路局路政課道路利用調整室

(前回の続きから)

道に設置したいという要望なんだけど、どう思 会から自治会結成五〇周年の記念碑を国道の歩 大野君、これなんかどうかしら。地元の自治

も占用物件に該当しませんよ。 念碑なんて書いてないじゃないですか。そもそ よ。だいたい、道路法の第三二条にどこにも記 えっ、道路に記念碑ですか。絶対にだめです

はどうして道路に設置することができたのかし 離帯に史跡の石碑が設置されているけど、それ そうかしら。じゃあ、駅前の大通りの中央分

大野係員

それは・

じゃあ、最初から整理していきましょう。ま

ず、記念碑や銅像等は占用物件に該当するのか

大野係員

したが。 僕は、占用物件には該当しないと思っていま

坂上係員

明確に規定されているわけではないけれど、例 はこうしたもの全てを具体的に規定してはいな えば、道路交通法を見てみると、道路使用許可 事例も結構あるようよ。 当するものとして、実際に占用許可をしている が想定されていることになるわよね。道路法で (※)、こうしたものについて、道路上への設置 の対象に石碑や銅像が記載されているから いけれど、「その他これらに類する物件」に該 確かに道路法第三二条には記念碑や銅像等と

に類する工作物」として許可しているんじゃな いかしら。 おそらく、第三二条第一号の「その他これら

大野係員

三及び四

(略

うるという整理ができることとして、 念碑は占用許可していいんですか。 それじゃ、記念碑等は占用物件として該当し

用許可を与えることができるというわけではな いでしょ。個別の事例毎に判断しないと。 占用物件に該当するからといって、直ちに占

大野係員

と、どれどれ。(資料を確認する大野係員) そうでした。今回はどんな事例なんだ。え~

今回の事例概要

自治会結成五〇周年記念碑

高 幅員三メートルの歩道上(車道寄り) 一メートル 幅・奥行きとも五〇センチ

地元自治会

場

歩道に面した部分は公園となっている。 また、自治会の地区内に公民館あり。

大野係員

まず、占用許可の適否について判断する場合、

可を与えることができるとされています。余地がないため、やむを得ない場合に限って許道路法第三三条にあるとおり、道路の敷地外に

今回の場合は歩道に面した部分が公園となっていますし、近くには公民館もありますよね。これらを管理している市役所の判断もあるかと思いますけど、少なくとも道路の敷地以外に設置する余地がないとはいえないと思います。また、物件を設置することによって歩道の幅員がた、物件を設置することによって歩道の幅員があまり、道路交通に支障を及ぼすことも考えられます。それ以外にも問題となりでしまう。

坂上係員

「困難だ」と結論を出すのはちょっと早いわれ。まずは、自治会が公園や公民館の敷地内に記念碑を設置することができるかどうか判断するのはそれからでも遅くはないでしょう。るのはそれからでも遅くはないでしょう。まば、自治会の方が相談に来られた時に、公園や公民館の敷地内に設置する余地がないかどうか判断するのはそれからでも遅くはないでしょう。

人野係昌

どうだったんですか。なんだ、そうだったんですか。それで結果は

収上係員

返事が来たそうよ。 所があるので、そこに設置してもよい、という 市役所に相談したところ、公民館の敷地に場

大野係員

へえ〜、よかったじゃないですか。

坂上係員

じゃないかしら。のはどんな場合か整理しておいたほうがいいんのはどんな場合か整理しておいたほうがいいんだけど、またこうした要望がないとは限らな

大野係員

れがない場合なんでしょうね。い場合で、かつ、道路交通に支障を及ぼすおそい場合で、かつ、道路交通に支障を及ぼすおそい場合で、から、やむを得な

になるんだろうね。
で、総合的に占用の許否について判断することで、総合的に占用の許否について判断することで、総合的に占用の許否について判断すること、

大野係員

あっ、課長。

渡邊課長

ったけれども、研修では他の道路管理者が設置の事例については道路上への設置には至らなか考慮しなければならないと書いてあるよ。今回の判断に当たっては、この三つの原則を十分に道路法解説にも法の基準のほかに、占用許可

か聞いてみることもいいかもしれないね。参考のためにも、どのような考えで許可したのを認めた事例も紹介されると思うから、今後の

大野係員

います。
そうですね。いろいろと勉強してきたいと思

渡邊課長

るよ。私がいなくても大丈夫だね。からそんなにたっていないのによく勉強していしかし、坂上さんも大野君もこの職場に来て

坂上係員

できるんじゃないですか。さるから、私たちもいろいろと勉強することがそんなことありませんよ。課長が教えてくだ

大野係員

よくわかりませんが。そうですよ。課長、おっしゃっている意味が

渡邊課長

でいろいろと教えてあげて欲しいんだ。ね。来月から新しい課長が赴任するから、二人いやあ、実は今日、異動の内示をいただいて

坂上係員・大野係員

え~!

渡邊課長

というわけで、送別会はよろしくね。

坂上係員・大野係員

突然だなあ・・・。

(この項おわり)



転倒損害賠償請求事件東京国道一四号原付自転車

道路局道路交通管理課訟務係

求事件東京国道一四号原付自転車転倒損害賠償請

東京地方裁判所 請求棄却(確定)〔一審判決〕平成一三年六月二八日

1 事件の概要

求をしたものである(請求額:六八万三〇九四円)。 (以下「本件道路」という。)を原付自転車で走行 (以下「本件道路の車道上に散乱していた円形のプラ スチック片(以下「本件プラスチック片」という。) の乗用車に追突した(以下「本件事故」という。) として、国家賠償法二条一項に基づき損害賠償請 として、国家賠償法二条一項に基づき損害賠償請

2 原告の主張

スに踏まれた本件プラスチック片が散乱しておンボール箱に詰められた状態で落下し、後続のバ三〇分頃、所有者、運転者不明のトラックからダー・サージを表して、大学を表している。

り、本件道路は危険な状態になっていたに関わらり、本件道路は危険な状態になっていた。対路管理に瑕疵があったに本件プラスチック片を除去すべき義務があったに本件プラスチック片を除去すべき義務があったにす、本件道路は危険な状態になっていたに関わらり、本件道路は危険な状態になっていたに関わらり、本件道路は危険な状態になっていたに関わらり、本件道路は危険な状態になっていたに関わらり、本件道路は危険な状態になっていたに関わらり、本件道路は危険な状態になっていたに関わらり、本件道路は危険な状態になっていたに関わら

3 被告の主張

本件プラスチック片が落下、散乱したのは、本件事故発生時(午後三時四五分頃)と比較的近接した時間帯であり、その時間帯は、一日一回の道あったこと、本件事故発生時までに同事務所に対する通報等が一切なかったことから、本件プラスチック片の存在を知り、これを除去することは不可能であったということができる。仮に、本件プラステック片は非常に小さなものでその総量もバケッキック片は非常に小さなものでその総量もバケッキック片は非常に小さなものでその総量もバケッキック片は非常に小さなものでその総量もバケッキック片は非常に小さなものでその総量もバケッ

まりは路面一面に均等に広がっていったと認めら しており、これらにより本件プラスチック片の固 力付二輪車合わせて九一二〇台以上の車両が通過 時四五分頃)までの間に、少なくとも自動車、 度で走行し、何らかの運転操作を誤った原告の過 また、原告車両以外の動力付自転車は本件事故現 走行していることから、本件道路が通常有すべき 上の動力付二輪車が何ら問題なく本件現場付近を れること、原告車両以外に少なくとも五二〇台以 失によると推認される。 あったことから、 直前の速度が少なくとも時速四〇㎞以上の速度で 場付近を何ら問題なく走行しており、原告の転倒 管理に瑕疵はなかったと認めるのが相当である。 安全性を欠いていたとは言えない。よって、 本件事故は法定速度を超えた速 道路 動

4 判決の要旨

これを棄却する。のが相当であり、原告の請求は理由がないため、のが相当であり、原告の請求は理由がないためのと認める

判決のポイント

5

ており、本件事故当日は、午前九時五〇分頃本ロール車内から目視によるパトロールを実施し被告は本件道路において、一日一回道路パト① 本件プラスチック片の落下時間について

を明確に述べている上、二人同時に本件事故目 撃の時間帯を誤って記憶した可能性は極めて低 い。さらに、 が落下直後の状態にとどまっていたとは考え難 両が走行したことになり、 ころ、少なくとも同交通量調査による台数の車 より徐々に散乱していったものと考えられると ック片の形状からしてその上を通過した車両に とすると、本件事故発生時までに本件プラスチ 仮に、落下した時間が午前九時三〇分頃である 〇分頃であるとする原告等供述と符合しない。 通過後であると認められるところ、午前九時三 ラスチック片の落下した時間は、パトロール車 の通報は一切なかった。これによると、本件プ 本件プラスチック片の落下及びその処理依頼等 車五二〇台であった。そして、本件事故当日、 での間、自動車類が八、六〇〇台、動力付二輪 撃した旨証言している。同交通量調査によれば、 プラスチック片が落下、散乱していくのを目撃 はペアになって調査に当たっている際に、本件 量調査を依頼しており、証人ら(調査員二名) 件事故当日、被告は本件事故現場付近での交通 スチック片はまだ散乱していなかった。また本 本件道路の交通量は午前一〇時から午後三時ま し、その一〇分ないし二〇分後に本件事故を目 件事故現場付近を通過したが、その際本件プラ 証人らの証言は事故時点での状況 本件プラスチック片

> に本件事故が発生したものと認められる。 に本件事故が発生したものと認められる。 いと考えられる。これに対し、原告等供述は、 が信頼性が高いというべきであり、したがって、 が信頼性が高いというべきであり、したがって、 が信頼性が高いというべきであり、したがって、 本件プラスチック片は、午後三時三〇分頃本件 本件プラスチック片は、午後三時三〇分頃本件

② 道路管理の瑕疵の有無について

本件プラスチック片が散乱してから本件事故本件プラスチック片の存在を知り、これを除去することはおよそ不可能であったと認められることとはおよそ不可能であったといり、これを除去することはおよそ不可能であったというれることがら、被告が本件事故発生までに、本件がラスチック片が散乱してから本件事故

高速道路の長距離割引社会実験について

— ^ETC長割< 社会実験の実施-

道路局高速国道課

一背書

有料道路の利用状況については、近年、「経済有料道路の利用状況については、近年、「経済を受けており、有料道路の有別活用のため、料金を受けており、有料道路の有別活用のため、有料道路の影響による料金の割高感や一般道路の整備道路政策研究会中間とりまとめ」より)等の指摘を受けており、有料道路の有別活用のため、料金を受けており、有料道路の有別活用のため、料金を受けており、有料道路の有別活用のため、料金を受けており、有料道路の有別が必要となっています。

通安全対策等が推進される効果も期待されます。 通安全対策等が推進される効果・影響は、①当該道 このような料金施策の効果・影響は、①当該道 いって試行し、効果・影響を調査することが困難です。そのため、恒久的な施策として実施するかど す。そのため、恒久的な施策として実施するかど す。

つの社会実験を実施することとしました。料道路の料金に関する社会実験として、以下の三このため、国土交通省では、平成一五年度に有

②首都高速、阪神高速道路のETC限定夜間割①高速自動車国道のETC限定長距離割引

引

等から有料道路への交通の転換を図られることか道路の有効活用だけではなく、並行する一般道路

一般道路等の沿道環境の改善、渋滞対策、交

③地方の発案による「地方からの提案型社会実

5

験

C限定長距離割引」について、ご紹介します。今回は、この中から、「高速自動車国道のET

二 実験の概要

目的

渋滞対策等を図ること。道路利用を促進させ、一般道路の沿道環境の改善、道路利用を促進させ、一般道路の沿道環境の改善、し、一般道路を利用している長距離走行車の高速し、一般道路における現行の長距離逓減制を拡大

ィ 実施期間

月一八日(日)まで。平成一五年七月一九日(土)から平成一六年一

対象路線と区間

日本道路公団の管理する高速道路のうち走行距

等、 離に応じて料金 4 通行した車両 高速道路の入口料金所をETCによる無線通 均一 対象車両 料金制 の区間を除く 一が変動する路線区

信

間

(東京外

か

5 割引率

六円/ を越える利用に ては、 現行の長距 ķm 表] を の原則と の割引率を適用 離 逓 į 減制 0 料金 0 0 km 以 体 K 系 加え、 上 (普 0 利用 通 =0 車 分に 几 0 0 km

引率ですの 料金と比較して、 なお、 表 で 1 0 全体で 割引率は各走行 、概ね の 表2のとおりとなります 通 行料金 誆 の 離 割引 区 分ごと は 0 割 在

-参照)

表 2 高速利用時の料金の割引率

間

H

金

祝

 \Box

1除く)

九

0

{

00 月曜 L

Ε

0

 \equiv

五. 曜

六 日

四

七

0

0

三

(受付 \circ

時

連続利用の例	現行料金からの 割引率 [※]
400km連続利用した場合	約2%
600km連続利用した場合	約5%
800km連続利用した場合	約10%
1000km連続利用した場合	約15%
1200km連続利用した場合	約20%
Marine - Francis - Anna	m) = (m ^)) 1 1 1 1 1 1 1 1 1

※利用の区間によっては割引率が若干異なる場合があります。

距離帯別の割引率の比較 表 1

表

対して割引率を大きくします

-1 C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	1 02 10 70	•	
利用距離带	現行の 割引率	社会実験時 の割引率	差
100km~200kmまでの部分	25%	25%	± 0
200km~300kmまでの部分	30%	30%	± 0
300km~400kmまでの部分	30%	35%	5%
400km~600kmまでの部分	30%	40%	10%
600km~900kmまでの部分	30%	50%	20%
900km~の部分	30%	60%	30%

●実施期間 平成15年7月19日から平成18年1月18日

●対象車両/通行形態 高速自動車関連の人口料金所をETCによる無終通信で通 行された専両が対象となります。 ※入口料金所でETC通行時に、通復エラー等が発生した場合の 取り扱いは、FEの社会実現窓口にお助い合わせください。

●対象路線 日本道路公団(JH)の管理する高速自動車回道で、走行距離 に応じて料金が変動する路線区間が対象になります。

連絡下さい

記のHPをご覧頂く

か、

61

合わ

せ窓口までご

会実験の

詳し

V3

内

容

やご質 問

(問等に

関

ľ

っては、

(ETC長割社

会実験窓

 \Box

http://www.etc-chowari.jp

6

問い合わせ先

参別51の円容 高芝自動車吸退の料金は、100kmを超える走行については、 その超えた走行分について、Nm当たりの料金を段階的に割 引く長距離選売場の料金となっています。今回の社会実施 では、300km以上の利用について、その割引車を拡大します。 その結果、現行料金から以下のような部引となります。

連級利用の例	現行和金からの飲み事を
400km 被抵利用した場合	P12%
600km 連接利用した場合	1/15%
800km 選続利用した場合	P110%
1000㎞ 進税料用した場合	131530
1200年の 連続利用した場合	200 K

〇色他の割引との併用 本割引は、ETC前払割引、別計割引、厚富者割引等との併用が 可能です。本割引の適用後の料金に対して、ETC約払割引等の



以下の場合は、割引対象になりません。 割引対象路線の連続利用距離が300kmに満たない場合



●ETC長割社会実験についてのお問い合わせは…

义

ETC長割社会実験窓口 ©03-5642-7003 詳しくはホームページをご覧ください。http://www.etc-chowari.jp

高)返済音の音会。結済に関する宣言会 関土交通省・日本道路公園・(財)道路システム高度化推進機構 ETC長虧社会実験は、(財)適路サービス機関および(財)ハイウェイ交流センターの負債により実施しています。

316 ETC車載器を既にご利用・これからご購入のみなさまへ

~ETC長割社会実験



300kmを超えた地点からの利用距離が、今回の割引対象です。

